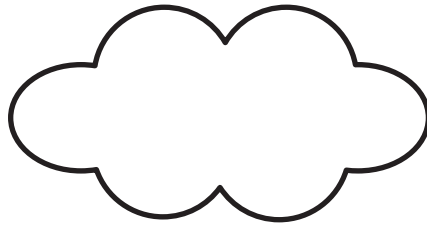
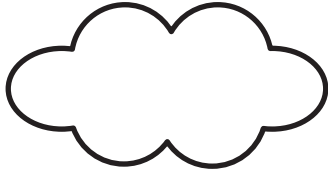


平成30年3月発行



保育施設 利用申込案内

平成30年度版



平成30年度申込受付期間

入所希望月	申込受付期間(書類持参)	申込有効期間
2018年5月 (平成30年)	2018年3月22日(木)～ 4月13日(金) (平成30年)	2018年10月入所まで (平成30年)
6月	4月16日(月)～ 5月14日(月)	11月入所まで
7月	5月15日(火)～ 6月13日(水)	12月入所まで
8月	6月14日(木)～ 7月12日(木)	2019年1月入所まで
9月	7月13日(金)～ 8月14日(火)	1月入所まで
10月	8月15日(水)～ 9月12日(水)	4月入所まで
11月	9月13日(木)～ 10月12日(金)	4月入所まで
12月	10月15日(月)～ 11月13日(火)	5月入所まで
2019年1月	11月14日(水)～ 12月7日(金)	6月入所まで
2月・3月	申し込みは受け付けていません	

※ 郵送・FAX・時間外窓口・電子申請いずれも不可

問い合わせ先

※ 個人を特定しての回答が必要なお問い合わせの場合は
子ども施設入園課へご連絡下さい。

お問い合わせコールあだち **03-3880-0039**

足立区子ども施設入園課 入園第一係～第三係 **03-3880-5263**

〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1 (FAX 03-3880-5703)

足立区役所

検索

携帯電話の方



スマートフォンの方



「美しいまち」は「安全なまち」

ビューティフル・ウィンドウズ運動展開中 足立区



目次



1. 保育施設とは

- ・足立区へ申し込む保育施設 P3～4
- ・施設へ直接申し込む保育施設 P5
- ・平成30年度クラス年齢 P5



2. 申込受付期間・受付場所

- ・平成30年度4月入所申込受付期間・受付場所 P7
- ・平成30年度申込受付期間・受付場所 P7
- ・平成30年度募集人数 P7



3. 保育施設への申し込み

- ・申し込みから利用までの流れ P8
- ・不承諾になった場合 P8
- ・保育の必要性の認定と預かり時間(保育時間) P9～10



4. 申し込みに必要な書類

- ・書類の配布場所 P11
- ・提出する書類 P11～13
- ・子ども施設入園課へ届け出が必要な場合 P14



5. 足立区外からの 申込・足立区外への申込方法

- ・申込締切日時時点で足立区民でない方が
足立区内の保育施設を申し込む場合 P15
- ・足立区外の保育施設を申し込む場合 P15



6. 発達に遅れや心配があるお子さん の保育

- ・申し込みの流れ P16
- ・発達支援児保育とは P16



7. 小規模保育・家庭的保育(保育ママ) の卒園後の預け先について

- ・連携施設による預け先の確保 P17
- ・先行利用調整の実施 P17



8. 保育施設の利用調整とは

- ・利用調整とは P18
- ・保育の実施基準表 P19
- ・調整指数表 P20
- ・実施指数が同点時の優先順位 P21



9. 注意点～Q&A形式でお答えします～

- ・子ども・子育て支援制度について P23
- ・認定について P23
- ・申し込みについて P24～25
- ・利用調整について P25
- ・内定について P26
- ・入所後の保育について P26



10. 保育施設のマップと一覧

- ・認可保育所、認定こども園、小規模保育マップ P27～28
- ・認可保育所一覧 P29～33
- ・区立認定こども園一覧 P33
- ・私立認定こども園一覧 P34
- ・小規模保育一覧 P35
- ・家庭的保育(保育ママ)一覧 P36～39
- ・認定保育ママ一覧 P39



11. 保育施設内定後

- ・保育施設内定後の流れ P41
- ・保育施設入所後について P41
- ・延長保育について P42



12. 保育料

- ・保育料の算定方法 P43
- ・保育料を決定するために P43
- ・保育料納付方法 P43
- ・保育料の減額 P44
- ・保育料軽減制度 P44
- ・保育料金表(認可保育所、認定こども園) P45
- ・保育料金表(小規模保育、家庭的保育(保育ママ)) P46
- ・認可保育所にかかる経費 P47

保育施設申し込みまでの流れ

1. 保育施設利用申込案内（本冊子）をよく読みましょう

2. 申込受付期間を確認しましょう P7 へ

入所を希望する月ごとに受付期間が異なります。受付期間を確認しましょう。

3. 希望する保育施設を選びましょう P27～39 へ

認可保育所・認定こども園・小規模保育・家庭的保育（保育ママ）・認定保育ママの中から最大5施設まで希望することができます。施設の中には0歳児保育を行っていない施設や年齢上限のある施設、延長保育を行っていない施設などがあります。

施設見学に行ってみましょう

事前に各施設に電話連絡を行い、見学することができます。

施設選びのポイント（一例）

- ・家から施設までの距離
 - ・預けたい時間と施設の開所時間が合うか
 - ・お子さんのクラス年齢と施設の受入クラス年齢
 - ・募集人数
- ※ 募集人数が0人でも、急な退所・転所が出る場合がありますので、申し込みは可能です。

4. 必要書類を準備しましょう P11～13 へ

ご自身で記入するものと、勤務先など第三者に記入してもらうものがあります。本冊子P11～13を読んで、ご自身の必要書類を確認し、早めに準備しましょう（有効期限のある書類に注意してください）。

※ 必要書類がそろっていなかったり、記載内容に不備があると、再提出いただく場合や、利用調整において不利になる場合があります。

5. 受付期間内に必要書類を受付場所へ持っていきましょう P7 へ

受付場所は子ども施設入園課、足立福祉事務所（中部第一福祉課・第二福祉課除く）です。

※ 発送に遅れや心配があるお子さんの保育・区外の保育施設への申し込みは子ども施設入園課のみで受け付けます。郵送やFAXでの申請はできません。なお、申し込みには入所と転所があります。

入所：本申込案内の対象となる保育施設に入所していない児童が入所すること。

転所：すでに本申込案内の対象となる保育施設（足立区内外を問わず）を利用している児童が別の施設に移ること。入所と同様に、必要書類全ての提出が必要です。また、転所の場合、内定すると、それまで在籍していた保育施設は退所となります。**内定を辞退しても戻ることはできません。（転所後の空きの枠に、次に待機している児童の入所を決定します。）**内定しなかった場合は、続けて通うことができます。4月転所の申し込み取り下げ期限は1月19日（金）です（P25参照）。



1. 保育施設とは

足立区へ申し込む保育施設

保護者が就労や病気等の事情により、日中、保育ができない期間に限って保護者に代わりお子さんを保育する施設です。幼児教育の場として小学校入学準備のため、集団生活に慣れさせるため、あるいは下のお子さんの保育に手がかかるためという理由だけでは利用の対象とはなりません。

1. 認可保育所 P29～33

利用対象 0～5歳児（施設によって異なります。）

特徴 国が定める設置基準を満たし、認可されている定員20人以上の施設です。

開所時間 施設によって異なります。（P29～33参照）

- 注意点**
- (1) 利用申込方法・審査方法・基本保育料の決定については、区立・私立・公設民営による違いはありません。発達支援児の受け入れや延長保育に関することは、区立・私立・公設民営で異なります。
 - (2) 公設民営の保育施設は、指定期間満了時などに事業者の再公募を行います。具体的なスケジュールについては子ども施設運営課（電話：3880-5888）へお問い合わせください。

2. 区立認定こども園（長時間利用） P33

利用対象 1～5歳児

特徴 幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設です。

4・5歳児については、短時間利用児（午前9時～午後2時の保育時間、夏季・冬季・春季の長期休業あり）との混合のクラス編成となります。

開所時間 午前7時30分～午後6時30分

- 注意点**
- (1) 教育・保育活動の充実のためにこども園独自の費用負担があります。
 - ① 教材費（絵本代含）：4・5歳児のみ。月額1,200円程度
 - ② PTA会費：月額300円程度
 - ③ 保育用品：3歳児から4歳児への進級時、4・5歳児の入園時に保育用品（標準服等）の費用として8,000円程度、また、4歳児から5歳児への進級時に名札、クラス帽子の購入に500円程度
 - (2) 4・5歳児（短時間利用）の入園申込については、本案内とは別の手続きになります。子ども施設入園課、区立認定こども園で配布している「区立認定こども園 園児募集のしおり【4・5歳児用（短時間利用）】」をご覧ください。

3. 私立認定こども園（長時間利用） P34

利用対象 0～5歳児（園によって異なります。）

特徴 幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設です。

開所時間 園によって異なります。※土曜保育を行っていない園もあります。（P34参照）

- 注意点**
- (1) 保育料とは別に、入園料・制服代・教材費など、幼稚園に準じた費用負担を必要とする園があります。必ず希望する園にご確認ください。
 - (2) 私立認定こども園を希望する場合は、施設で証明を受けた「私立認定こども園施設確認証明書」の添付が必要となります。
 - (3) 短時間利用（幼稚園利用）の入園申込については、本案内とは別の手続きになります。希望する園で願書を受け取り、園に直接提出となりますので、各園にご確認ください。

4. 小規模保育 P35

利用対象 0～2歳児（施設によって異なります。）

特徴 国及び足立区の基準を満たした保育専用施設で、家庭保育に近い雰囲気のもと定員6名～19名で、保育を行います。

A型：配置基準で定められた保育従事職員が、すべて有資格者である施設

B型：配置基準で定められた保育従事職員のうち、6割以上が有資格者である施設

開所時間 施設によって異なります。（P35参照）

連携施設 卒園後の受け入れの連携を実施している施設は、メリーポピンス北千住ルームのみになります。その他の施設は、2019年（平成31年）4月入所から、先行利用調整を実施する予定です。

注意点 保育標準時間と保育短時間（P9～10参照）それぞれの枠に分けて募集します。いずれかの募集枠への申し込みとなりますので、申込書への希望施設記入時は「メリーポピンス北千住ルーム（短・標）」など、標準時間・短時間のいずれかに○（丸印）をつけてください。募集人数は足立区ホームページで公開します。

5. 家庭的保育（保育ママ）・認定保育ママ P36～39

利用対象 0～2歳児

特徴 国が定めた研修を修了し、保育または育児経験豊かな方を区が保育者として認可・認定し、自宅または、区が認めた場所において定員5名以下で保育する制度です。家庭的な環境の中ですこやかに育てることを目的に実施しています。

開所時間 施設によって異なります。※土曜保育の実施は各施設へお問い合わせください。（P36～39参照）

連携施設 家庭的保育（保育ママ）の連携施設は保育内容の支援、代替保育の提供を行っています。卒園後の受入れについては、2019年（平成31年）4月入所から先行利用調整を実施する予定です。

- 注意点**
- (1) ミルク・弁当・おやつなどは保護者の方が持参します。
 - (2) 段階的に給食導入を予定しており、一部の家庭的保育（保育ママ）で実施します。今後の実施予定者については、足立区ホームページでの募集人数公開時にお知らせする予定です。
※ 離乳食は後期食（3回食）から提供します。
※ おやつや調理員不在時等は市販製品を使用する場合があります。
※ 調理設備、職員体制上アレルギー対応食の提供が困難なため、アレルギーをお持ちのお子さんについてはアレルギーの原因となる食材を問わず、保護者の方に弁当・おやつを持参していただきます。詳細は子ども施設入園課地域保育係（電話：3880-5428）までお問い合わせください。
 - (3) やむをえない事情により休廃業や保育室の移転、開所時間の変更等をする可能性があります。最新の状況に関しては足立区ホームページや窓口でご確認ください。
 - (4) 認定保育ママは、家庭的保育（保育ママ）と保育や設備の基準は同様ですが、認可外の保育施設となります。足立区民の方のみ、申請・利用できます。認可施設同様、区が保育料を算定し、保育施設利用申し込みにあたり申請書に記載された個人情報および区が保有する個人情報について、保育の実施に必要な範囲で認定保育ママに通知します。
 - (5) 給食導入に伴い、一部の認定保育ママが家庭的保育（保育ママ）に移行する可能性があります。移行が決まった場合は足立区ホームページでの募集人数公開時にお知らせします。

小規模保育、家庭的保育（保育ママ）、認定保育ママの卒園後の預け先についてはP17を参照してください。



施設へ直接申し込む保育施設

認可を受けていない保育施設で、「保育の必要性」がない児童も利用することができます。
足立区ではなく各施設に直接申し込んでください。

1. 東京都認証保育所

利用対象 0～5歳児（施設によって異なります。）

特徴 東京都が独自に定める基準を満たした保育施設です。
全施設で0歳児からお預かりし、13時間の開所を基本としています。

注意点 (1) 空き状況や申込方法については、各施設にお問い合わせください。

(2) 要件を満たした場合、保育料の「利用者助成制度」を受けることができます。

詳細は、別紙「東京都認証保育所の「利用者助成制度」について（うぐいす色）」をご参照ください。

2. 企業主導型保育

利用対象 0～5歳児（施設によって異なります。）

特徴 働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供する、従業員のための保育施設です。施設によっては、地域の子どもの受け入れ枠があります。また、足立区で「保育の必要性の認定」を受ける必要がある場合があります。

3. その他 認可外保育施設（ベビーホテル、託児施設）

利用対象 0～5歳児（施設によって異なります。）

特徴 公的な助成を受けていない保育施設です。保育の特徴はさまざまとなりますので、詳細は各施設へお問い合わせください。

平成30年度クラス年齢

平成30年4月1日現在の年齢でクラス分けをします。年度末まで同じクラスです。

クラス	生年月日
0歳児クラス	平成29年4月2日～
1歳児クラス	平成28年4月2日から平成29年4月1日
2歳児クラス	平成27年4月2日から平成28年4月1日
3歳児クラス	平成26年4月2日から平成27年4月1日
4歳児クラス	平成25年4月2日から平成26年4月1日
5歳児クラス	平成24年4月2日から平成25年4月1日

※ 認可保育所の0歳児クラスには以下の2種類があります。（実施施設についてはP29～33参照）

・満6ヵ月以上からの0歳児保育

利用月の1日時点で、満6ヵ月以上の児童が利用の対象

（例）4月利用では、生年月日が平成29年4月2日～平成29年10月1日までの児童

・生後57日以上からの産休明け保育

利用月の1日時点で、生後57日以上の子が利用の対象

（例）4月利用では、生年月日が平成29年4月2日～平成30年2月3日までの児童

※ 小規模保育の0歳児クラスは園ごとに異なります。（P35参照）

※ 家庭的保育(保育ママ)の0歳児クラスは、利用月の1日時点で、生後57日以上の子が利用の対象となります。

※ 満6ヵ月未満の児童は、実施施設1園につき原則定員2名以内となります。

2. 申込受付期間・受付場所

平成30年度 4月入所申込受付期間・受付場所

入所希望月	申込受付期間(書類持参)	申込有効期間
平成30年4月	平成29年11月17日(金)～12月1日(金)	平成30年9月入所まで

※ 平成30年度4月入所のみ、不足書類・希望施設変更届については12月15日(金)まで必着で受け付けます。申し込みの受付自体は11月17日(金)～12月1日(金)ですので、注意してください。

受付場所 (書類は持参してください)	○…受付可 ×…受付不可		
	平日	(土)	(日)
足立区役所 子ども施設入園課(特設会場)	○	×	○
足立福祉事務所(中部第一福祉課・第二福祉課を除く)	○	×	×
各認可保育所・区立認定こども園	○	○	×

※ 受付時間は午前9時～午後4時(郵送・FAX・時間外窓口・電子申請いずれも不可)

※ 11月23日(祝)は受け付けを行っていません。

平成30年度申込受付期間・受付場所

入所希望月	申込受付期間(書類持参)	申込有効期間	受付場所・受付時間
2018年5月 (平成30年)	2018年3月22日(木)～4月13日(金) (平成30年)	2018年10月入所まで (平成30年)	平日開庁時 子ども施設入園課、足立福祉事務所(中部第一福祉課・第二福祉課を除く) 午前8時30分～午後5時 休日開庁(毎月第4日曜日) 子ども施設入園課のみ 午前9時～午後4時 子ども施設入園課のみで受付
6月	4月16日(月)～5月14日(月)	11月入所まで	
7月	5月15日(火)～6月13日(水)	12月入所まで	
8月	6月14日(木)～7月12日(木)	2019年1月入所まで	
9月	7月13日(金)～8月14日(火)	1月入所まで	
10月	8月15日(水)～9月12日(水)	4月入所まで	
11月	9月13日(木)～10月12日(金)	4月入所まで	
12月	10月15日(月)～11月13日(火)	5月入所まで	
2019年1月	11月14日(水)～12月7日(金)	6月入所まで	
2月・3月	申し込みは受け付けていません		

※ 郵送・FAX・時間外窓口・電子申請いずれも不可

平成30年度募集人数

足立区ホームページ(足立区携帯サイト)、子ども施設入園課、足立福祉事務所(中部第一福祉課・第二福祉課を除く)で確認できます。希望する施設に空きがない状態でも、現在利用している児童の退所や転所などで急きょ空きが生じる場合があるため、申し込みをすることは可能です。

4月入所

平成29年11月上旬から12月15日まで公開

※ 小規模保育、家庭的保育(保育ママ)、認定保育ママは4月入所についてのみ、募集人数が1名以上のクラスが利用調整(入所審査)の対象になります。

5月入所以降

利用前月初日から利用前月末日まで公開



3. 保育施設への申し込み

申し込みから利用までの流れ

準備

- ・申請書類は足立区子ども施設入園課と足立福祉事務所（中部第一福祉課・第二福祉課を除く）、足立区ホームページで配布
- ※ 4月入所のみ認可保育所・区立認定こども園でも配布

申し込み

- ・子ども施設入園課、足立福祉事務所（中部第一福祉課・第二福祉課を除く）で受け付け（申込受付期間はP7参照）
- ※ 4月入所のみ認可保育所・区立認定こども園でも受け付け（P7参照）

区で確認・認定

- ・必要に応じて電話等で調査・確認し、保育の必要性の認定（保育標準時間・保育短時間）
- ※ 追加書類の提出を求める場合あり

区で利用調整

- ・利用調整を行う
- ・申込書類によって確認できる世帯の状況に基づき、保育の実施指数（P18参照）を算定
- ・実施指数の高い順に内定者を決定
- ※ 申し込みの順番や待機している期間は利用調整に関係しない

区から内定連絡

- ・利用調整の結果を電話で連絡（4月入所内定は2月8日頃に文書で通知）
- ・入所内定者には、各施設から面接等の日時をお知らせ
- ※ 就労先に在籍確認を含めた連絡をする場合あり
- ※ 転所内定後は、それまで在籍していた保育施設は退所となります。内定を辞退しても戻ることではできませんのでご注意ください。

施設で 面接・健康診断

- ・集団保育が可能かどうか入所前に面接・健康診断を受ける（お子さん同伴）
- ※ 発達の遅れなどが見受けられた場合は、改めて専門医師等の面接が必要
- ※ 面接・健康診断を受けられない場合は、入所不可

区が入所決定

- ・利用決定者に保育施設利用決定通知を郵送
- ・保育料口座振替依頼書を金融機関窓口へ提出、口座振替の手続き
- ※ 小規模保育・家庭的保育（保育ママ）・認定保育ママ・私立認定こども園は、各施設での徴収（詳細は各施設に確認）

入所

- ・入所月の1日付けで入所
- ※ 入所当初（ならし保育期間）は通常より短い保育時間
- 実際の保育時間は、保護者の就労状況等を基に施設長と相談の上決定
- 保育料については、入所月の下旬ごろに文書で通知

不承諾になった場合

利用調整の結果、入所できない場合は、入所希望月（初月）の利用調整分についてのみ、前月末頃に文書で通知します。なお、4月入所の結果は2月8日頃に文書で通知します（1月からの利用希望の場合、入所内定・不承諾ともに、連絡や通知の発送が他の月より早まる場合があります）。

その後、申し込みの有効期間内は、内定が出るまで毎月利用調整の対象になります。

保育の必要性の認定と預かり時間（保育時間）

保育施設、幼稚園、認定こども園の入所を希望する保護者の方には、利用のために保育の必要性の認定を受けていただきます。

1. 認定区分

認定	1号認定	2号認定	3号認定
	教育標準時間認定	満3歳以上・保育認定	3歳未満・保育認定
年齢・希望	お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な要件」に該当し、認可保育所等での保育を希望する場合	お子さんが3歳未満で、「保育の必要な要件」に該当し、認可保育所等での保育を希望する場合
利用先	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分＝短時間利用）	認可保育所、認定こども園（保育所部分＝長時間利用）、小規模保育、家庭的保育（保育ママ）、認定保育ママ （※小規模保育、家庭的保育（保育ママ）、認定保育ママについては、2歳児クラスに該当する方のみ）	認可保育所、認定こども園（保育所部分＝長時間利用）、小規模保育、家庭的保育（保育ママ）、認定保育ママ

2. 保育の必要量（預かり時間）

多くの方々に広く保育サービスを提供するために、保育の必要な要件に応じて、保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）を区が認定します。

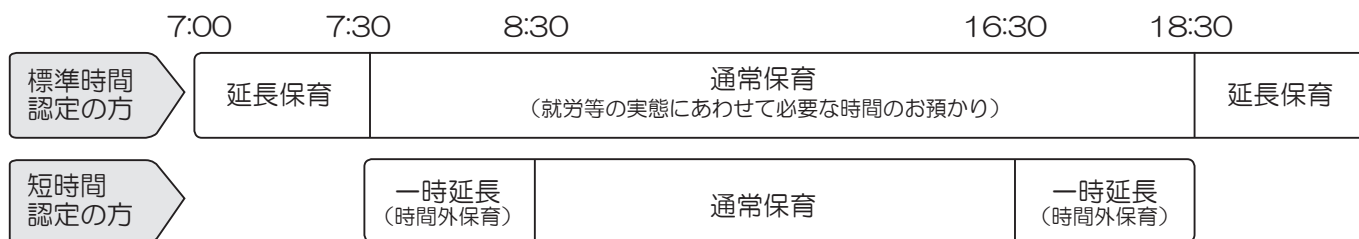
（保育の必要量）保育標準時間：7時30分～18時30分（最長11時間）＜月曜日～土曜日＞

保育短時間：8時30分～16時30分（最長8時間）＜月曜日～土曜日＞

※ 保育標準時間・保育短時間の選択は保育施設申し込み時に選択できます（要件によっては、保育標準時間の選択ができません）。

※ 保育標準時間・保育短時間の変更はできますが、変更申請を区で受理した月の翌月からの適用となります（各月初日の営業日に受理した場合を除く）。

1日の保育時間のイメージ（認可保育所・小規模保育）



※ 実際の保育時間については、保護者の就労状況等を基に施設長と相談の上決定いたします。

標準時間の11時間、短時間の8時間は上限の時間であり、就労等の状況によっては早い時間のお迎えとなることがあります。

※ 利用開始後しばらくの間、子どもが段階的に慣れるようにするため、通常より短い保育時間とさせていただく場合があります。

※ 延長保育の有無・保育可能時間や料金については、保育施設ごとに異なる場合がありますので、各施設にお問い合わせください。

※ 保護者（原則、父母）で保育の必要量（預かり時間）が異なる場合には、必要量の少ないほうに合わせて認定します。

※ 家庭的保育（保育ママ）、認定保育ママで短時間認定の場合、開所時間内で最大8時間の利用となります。また、標準時間認定の場合、開所時間内に限った利用となります。延長保育は行っておりません。

3. 保育の必要な要件と期間

保育施設を利用できる期間は世帯ごとに異なり、家庭の状況に応じて変動します（一部の保育施設を除き、最長で小学校就学前まで）。利用開始後、家庭で保育できる状況になれば退所となります。

利用調整は申込締切日時点の家庭の状況で行いますが、入所日時点においても申込締切日時点と同等の要件があることが必要です。

要件	保育の必要量 (預かり時間)	利用可能な期間	注意点
就労・就労内定 (月120時間以上)	標準時間 短時間	就労期間中	【就労】 ・申込児童やそのきょうだいの別を問わず「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく 育児休業中の方は、入所月の翌月1日までに職場復帰できることが条件 （転所の場合も同様） 【就労内定】 ・入所月中に就労開始できない場合は退所 ・勤務開始後に勤務証明書（就労状況申告書）の再提出が必要
就労・就労内定 (月48時間以上 120時間未満)	短時間		
※通勤時間を含め短時間の預かり時間で間に合わない場合は標準時間を希望できます。 ※月48時間未満の就労の場合は要件が求職活動となります。			
求職活動・起業準備	短時間	就労開始までの期間 (最長3ヵ月)	・入所後、 3ヵ月以内に月48時間以上の就労を開始できない場合は退所
妊娠・出産	標準時間 短時間	出産予定月の 前後2ヵ月	・入所・転所した場合、左記期間以降も利用を続けるには、他の理由が必要 ・ 育児休業取得は通所継続の理由とならない（入所月前後に出産予定があり、利用開始後一度も就労せずに産休期間に入る場合も同様）
就学・就学内定 職業訓練	標準時間 短時間	在学期間中	【就学】 ・趣味の講座、カルチャースクール等は対象外 【就学内定】 ・入所月中に通学開始できない場合は退所
親族の介護・看護	標準時間 短時間	必要な期間	・介護・看護を受けている方が二親等内の親族の場合に限る（申込児童の介護や看護は除く）
保護者の疾病 障がい	標準時間 短時間	必要な期間	
災害復旧 虐待・DVのおそれ	標準時間 短時間	必要な期間	
育児休業 (すでに在園しており、年少の児童の育児休業に入る場合)	短時間	最長で年少の児童が満1歳に達した年度の年度末（3月末日）まで	・復職するために申し込む場合は、復職後の保護者の就労状況に合わせた認定となる
教育委員会特例	標準時間 短時間	必要な期間	

4. 支給認定証（2号・3号）の交付

支給認定証（2号・3号）は保育が必要な方に交付される「保育が必要であるという証明」です。支給認定証は、保育施設の利用が決まったという通知ではありません。

4. 申し込みに必要な書類

世帯の状況によって、必要な書類は異なります。下記の提出する書類をご確認のうえ、必要な書類を提出してください。また、利用調整については、入所希望月の申込締切日までに提出された書類で行います。そのため、必要書類がそろっていないか、記載内容に不備があると、再提出いただく場合や、利用調整において不利になる場合があります。

書類の配布場所

- ・子ども施設入園課
- ・足立福祉事務所（中部第一福祉課・第二福祉課を除く）
- ・足立区ホームページ

転所の場合でも、全ての書類を作成・準備して、改めて申し込みが必要です。



提出する書類

1. 提出する書類一覧

- ① 提出書類チェック表
- ② 支給認定（「保育の必要性」の認定）申請書兼保育施設利用申込書
- ③ 家庭状況申告書
- ④ 家庭で保育できない状況を証明する書類（父母それぞれ必要）
- ⑤ その他の書類（該当者のみ、P12 参照）

※ 同一世帯で2人以上の児童を申し込む場合は①～⑤は1セットのみご提出ください。また、添付書類の返却はできません。

2. 家庭で保育できない状況を証明する書類一覧

必要書類は原本での提出が必要です（コピーと記載がある書類を除く）。

理由	必要書類	注意事項	
就労	外勤	・勤務証明書	勤務証明書、就労状況申告書 ・勤務証明書は勤務先で証明を受ける ・就労開始直後等で実績が未記入の場合や1ヵ月以上の実績の記入がない場合指数が低くなる ・実績が確定次第、実績（勤務日数・給与）がわかる証明（給与明細など）を提出 ・証明日が申込締切日時点で3ヵ月以内のものを提出 ・育休中で申し込みの場合、入所月の翌月1日までの復職が必要 履歴事項全部証明書 ・証明日が申込締切日時点で6ヵ月以内のものを提出 確定申告書、法人事業概況説明書 ・e-Taxの場合は受信通知、または最新年分の申告書等送信票（兼送付書）、即時通知のいずれかを併せて提出
	育児休業中	・勤務証明書 （育児休業取得欄に記載のもの）	
	会社経営 会社役員	・勤務証明書 ・最新の法人事業概況説明書（営業許可証（書）や履歴事項全部証明書も可）のコピー	
	個人事業主	・就労状況申告書 ・最新年分の確定申告書控え（第一表・第二表）（営業許可証（書）や開業届も可）のコピー	
	内職	・勤務証明書または就労状況申告書と収入のわかる書類	
起業準備	・就労状況申告書 ・起業を証明できる書類		
就労内定	・勤務（内定）証明書	・内定先で証明を受ける ・勤務開始後、「勤務証明書」を再提出 ・証明日が申込締切日時点で3ヵ月以内のものを提出	
出産予定・産後2ヵ月以内	・母子健康手帳のコピー（表紙・出産（予定）日のわかるページ）		
保護者の疾病・障がい	・保護者の診断書または障がい者手帳のコピー	診断書 ・証明日が申込締切日時点で6ヵ月以内のものを提出	
二親等内の介護・看護	・家庭状況申告書の裏面に記入 ・該当する人の診断書、障がい者手帳、介護保険被保険者証等のコピー	診断書 ・証明日が申込締切日時点で6ヵ月以内のものを提出	
就学・就学内定（カルチャー講座等は除く）	・在学証明書 ・時間割など	在学証明書 ・子ども施設入園課指定の「在学証明書」を提出 ・証明日が申込締切日時点で3ヵ月以内のものを提出	
求職活動中		・勤務開始後に「勤務証明書」を提出 ・保育標準時間が必要な場合、支給認定変更申請書を提出	
その他		子ども施設入園課にお問い合わせください。	

※上記の理由に複数該当する方、就労先が2ヵ所以上ある方は全ての家庭で保育できない状況を証明する書類、または勤務証明書をご提出ください。

3. その他の書類一覧

該当する項目の書類を提出された場合に限り、保育の実施基準指数に加算調整される（または減算調整されない）場合があります。

	世帯の状況	提出書類
1	現在就労中の父母について、勤務証明書等の勤務実績が1ヵ月未満または未記入の場合	勤務日数及び給与額などがわかるもの 例) 勤務証明書、給与明細のコピー等 ※ 1ヵ月以上の勤務実績が出た時点で提出をお願いします。 ※ 勤務実績が未記入、または1ヵ月未満の場合、指数が低くなる場合があります（勤務実績のわかる書類の提出により指数が上がる場合があります）。
2	現在就労中の母（父子世帯の場合は父）について、前職がある場合（ただし、現職のみで3年以上勤務の場合・失業期間が5ヵ月を超える場合は除く）	前職の就労期間（就職日と離職日）がわかるもの 例) 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書・年金記録（被保険者記録照会回答票）等（コピー可） →就労期間を通算して加算調整します。
3	求職活動中、就労内定または開業予定の父母で過去に1年以上の就労実績がある場合（ただし失業期間が各申込締切日時点で5ヵ月を超える場合は除く）	前職の就労実績および就労期間（就職日と離職日）がわかるもの 例) 勤務証明書（離職日記入のもの）等
4	生計中心者（世帯内の最多収入者）が失業中の場合（ただし、各申込締切日より3ヵ月以内に1年以上の就労実績があること）	離職証明書または雇用保険受給証明書と保護者全員の直近年度の課税証明書（コピー可）
5	保護者全員が住民税非課税（生活保護世帯・納付義務が外国にある世帯を除く）	保護者全員の申込日の直近年度の非課税証明書（コピー可）
6	生活保護世帯	生活保護受給証明書（管轄の福祉事務所で発行） ※ 申込締切日時点で3ヵ月以内に証明されたもの
7	父母または父母のひとりが不存在の場合	児童扶養手当証書等やひとり親医療証のコピー（ 親 ）（いずれもない時はご相談ください。）
8	父母のひとりが連続して3ヵ月以上長期不在の場合（既に長期不在の事実があり、今後その不在が3ヵ月以上になる予定を含む）	長期不在の理由・期間を証明する書類 例) 単身赴任・海外勤務が明記された勤務証明書または入院証明書等
9	住民票上同一世帯に身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる	障がい者手帳等のコピー
10	こども支援センターげんきでの面接において発達への支援が必要と判断された場合	心身状況表のコピー（こども支援センターげんきでの面接時の控え）、障がい者手帳などのコピー（所持者のみ）
11	申込児童を、申込時に有償・月ぎめで、認証保育所など（認定こども園・小規模保育・家庭的保育（保育ママ）・認定保育ママを除く）に預けている場合（育児休業中を除く） ※ 過去全ての受託証明書をご提出ください。 （ただし、預託期間が継続している場合のみ）	受託証明書（または契約書と直近2ヵ月分の保育料の領収書） →申込締切日時点で2ヵ月以上預けているときに加算調整されますが、2ヵ月未満でもご提出ください。 ※ 申込締切日時点で3ヵ月以内に証明されたもの ※ 申請時に育児中の方で、その後復職された場合は、復職日が記載された勤務証明書がないと加算されません。
12	65歳未満の祖父母が住民票上同一世帯にいますが、申込児童を保護者に代わって保育できない場合	祖父母が保育できない状況を証明する書類 （P11「2. 家庭で保育できない状況を証明する書類一覧」参照） ※ 提出がない場合は、指数の減算があります。
13	保護者が保育士、看護師または幼稚園教諭の有資格者として、足立区内の保育施設（本利用申込案内で利用調整を行う保育施設、東京都認証保育所）または私立幼稚園に勤務している（育児休業復職予定を含む）、または勤務が内定している場合	資格証明書等（保育士証・看護師免許証・幼稚園教諭免許状）のコピーと保育士等の優先入園に関する同意書
14	私立認定こども園に申し込みをする	私立認定こども園施設確認証明書 ※ 私立認定こども園で説明を受け、園から証明を受けてください。 確認証明書は各私立認定こども園にあります。
15	父母の平成29年1月1日の住民登録地が足立区以外の場合	平成29年度の市区町村民税額を証明する書類 ※ 保護者の状況によって提出書類が異なるため、詳しくはP13をご確認ください。
16	父母の平成29年1月1日の住民登録地が足立区で、平成29年度の住民税が未申告の場合	平成29年度特別区民税・都民税申告書 入所希望月の前月1日までに提出してください。

4. 市区町村民税額を証明する書類

P21の「優先順位」16番のため、市区町村民税額を証明する書類の提出が必要となる場合があります。以下2～3に該当する場合は該当する方それぞれの住民税額を証明する書類を提出してください。

	保護者の状況	必要な書類
1	平成29年1月1日時点で足立区民の方	書類の提出は必要ありません。
2	平成29年1月1日時点で足立区民ではない方	平成29年1月1日時点の住民登録地で発行される「平成29年度住民税課税（非課税）証明書（コピー可）」の提出が必要です（父母ともに必要）。
3	平成29年1月1日時点で日本に住民登録がない方	住民税相当額を算出するための書類が必要です。上記2の書類が入手できない場合、給与証明書等（平成29年度住民税の場合は平成28年1月～12月分給与を証明する書類）の提出が必要です。

※ 保育施設利用調整の際は、また入所後の保育料決定の際に、区民税（住民税）の申告に基づく税額が必要となります。無所得などで申告義務のない場合でも、確認のために申告が必要となりますので、お早めにご手続きをお願いします。

5. 書類へのマイナンバーの記入

マイナンバー制度の導入に伴い、保育施設への入所を希望する方は、「支給認定（「保育の必要性」の認定）申請書兼 保育施設利用申込書」にマイナンバーの記入をお願いしております。

申込書提出の際には、マイナンバーの記入とともに「番号確認」と「本人確認」が必要となりますので、以下の書類を持参してください。

(1) 番号確認に必要な書類・・・申請者（保護者）の方のもの（以下のうち、いずれかの1点）

- ・マイナンバーカード
- ・通知カード
- ・マイナンバー付きの住民票の写し

(2) 本人確認に必要な書類・・・申請者（保護者）のもの

(A) 1点でよいもの (公的機関が発行した顔写真入りのもの)	(B) 2点必要なもの (「住所」+「氏名」または「氏名」+「生年月日」が記載されたもの)
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・障がい者手帳 ・在留カード ・住民基本台帳カード（写真あり） <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・年金手帳（年金証書） ・税金等の納付書 ・公共料金の領収書 (領収日から3ヵ月以内のもの) ・生活保護受給証明書 ・介護保険証 ・児童扶養手当証書 ・住民基本台帳カード（写真なし） <p style="text-align: right;">等</p>

※ 原則申請書にはマイナンバーの記入が必要ですが、未記入であっても従来どおり受付します。

※ 申請書にマイナンバーが未記入の場合は、子ども施設入園課でマイナンバーを確認したうえで、住民記録情報等法令で定める範囲内で使用します。

※ マイナンバーが未記入であっても、利用調整において不利になることはありません。

子ども施設入園課へ届け出が必要な場合

申込有効期間内に以下のような事由が発生した場合速やかに書類を提出してください。

各種届け出は随時受け付けますが、各受付期間に提出されたものが、該当の利用調整に反映されます。また、各種届け出がなく連絡が取れない場合には、入所できません。たとえ内定していても入所を見送ります。

こんな時に	提出書類
入所申し込みを取下げたい	申し込み取下げ届
希望する保育施設を変更したい	希望保育施設変更届
家庭状況が変わった 例えば ・勤務先、勤務日数、時間数、勤務実績が変わった ・勤務実績未記入から勤務実績が確定した ・求職活動中、就労内定、起業準備中だったが、就労を開始した ・育児休業を取得した	・家庭状況申告書 ・勤務証明書または就労状況申告書等
妊娠がわかった	・家庭状況申告書 ・母子健康手帳のコピー (表紙・出産予定日の分かるページ)
生活保護が開始または廃止された	生活保護受給証明書
退職した	家庭状況申告書
育児休業から復職をした	復職日が記載された勤務証明書
住所、氏名、電話番号や世帯に変更（世帯員の増減等）があった ※ 区外転出予定の方は、子ども施設入園課までご連絡ください	変更届
有償・月ぎめで、認証保育所など（認定こども園・小規模保育・家庭的保育（保育ママ）・認定保育ママを除く）に預け始めた（育児休業中を除く）	受託証明書





5. 足立区外からの申込・足立区外への申込方法

申込締切日時時点で足立区民でない方であっても、足立区内の保育施設へ申し込みできます。
足立区外の保育施設への申し込みについては、申請を受けていない自治体もありますので、各自治体にお問い合わせください。

申込締切日時時点で足立区民でない方が足立区内の保育施設を申し込む場合

1. 審査自治体

足立区（足立区の申込締切日が基準となります。P7 参照）

2. 提出先

申込締切日時時点で住民票のある市区町村の保育施設入園担当部署

3. 提出書類

足立区様式の申請書類一式 P11～13 参照（足立区ホームページからダウンロード可）

※ 足立区に転入の予定がある場合、不動産売買・賃貸借契約書（住所・氏名・引渡し日記載があるもの）のコピーと「転入に関する申立書」の提出が必要。

4. 注意点

- （1）足立区への転入予定がある場合、仮申し込みの扱いとなるため、足立区転入後も引き続き入所を希望する場合には速やかに足立区子ども施設入園課にて正式な申し込みへの切り替えが必要です。
※ 切り替えを行わないと、内定の取り消し、または、申し込みが無効となります。
- （2）利用調整においては区民優先となる場合があります（足立区への転入予定がある場合を除く）。
- （3）新田おひさま保育園・青井おひさま保育園・新田三丁目なかよし保育園・区立認定こども園（元宿・鹿浜・おおやた）・認定保育ママは足立区民のみの受け付けとなり、足立区への転入予定がある方でも申し込みできません。

足立区外の保育施設を申し込む場合

1. 審査自治体

保育施設のある市区町村（保育施設のある市区町村の申込締切日が基準となります。）

2. 提出先

足立区子ども施設入園課（郵送・FAX・時間外窓口・電子申請いずれも不可）

※ 各市区町村の申込締切日1週間程度前までに、足立区子ども施設入園課に提出してください。
締切日間近に提出された場合、入所希望月の審査に間に合わない場合があります。

3. 提出書類

保育施設のある市区町村にご自身で以下の内容を確認してから提出してください。

- ・申込締切日
- ・必要書類（その市区町村へ転居する予定がある場合の必要書類など）
- ・希望できる施設の数（複数の自治体の施設を併願する場合、申込可能施設の一番少ない自治体の数が上限）
- ・利用制限（その市区町村に転居する予定がない場合など）

4. 注意点

- （1）転居を伴う申し込みの場合、転居後に転居先の市区町村の保育施設入園担当部署窓口で手続きが必要です。
- （2）保育施設のある市区町村の審査の基準、締切日、必要書類について、足立区は把握しておりません。
上記の確認事項に漏れがないようご注意ください。



6. 発達に遅れや心配があるお子さんの保育

足立区では、発達に遅れや心配があるお子さん、障がいのあるお子さんに対し、その子の発育に合わせて保育上必要な配慮や支援を行うために、申し込み時から相談を受ける体制を整えています。集団での保育を始めるにあたり、お子さんの成長のために、必ずご相談ください。

申し込みの流れ

入所申し込み前の準備	<ul style="list-style-type: none"> • お子さんの心配な状況を保育施設利用申込書裏面に詳しく記入してください。 • 主治医に保育施設での集団保育が可能かどうか確認してください。
<p>こども支援センターげんきでの面接</p>	<ul style="list-style-type: none"> • こども支援センターげんきへ電話予約のうえお子さんと共にお願いします。 • 障がい者手帳等の交付を受けている場合は持参してください。 ※ 診断書や診療情報提供書等の提出をお願いする場合があります。 • 面接において発達への支援が必要と判断された場合には、保育の実施基準指数に調整指数番号13(P20参照)が加算されます。 <p>問い合わせ先（保育内容・面接予約） こども支援センターげんき 足立区梅島3-28-8 電話：5681-0134（直通）FAX：3852-2864</p> <p>（注意） 11月17日から12月1日の期間の面接は区役所子ども施設入園課特設会場で行います（予約不要）。また、この期間はこども支援センターげんきでの面接は行いません。</p>
<p>施設への訪問</p>	<ul style="list-style-type: none"> • お子さんと共に希望する全ての施設で面接が必要です。 • 保育施設で面接・見学する場合は、事前に希望施設へご連絡ください。 • 施設の受入体制や状況により、入所申し込みができない場合があります。 • 面接を行わず入所内定となった場合、入所できない場合があります。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> • 設備や保育の環境がお子さんに適した施設かどうかを施設と確認するために、お子さんと共に入所希望施設への訪問をお勧めします。 • 保育施設の訪問をする場合は、事前に希望施設へご連絡ください。
入所申し込み	<p>発達に遅れや心配があるお子さん、障がいのあるお子さんの入所申し込みは足立区子ども施設入園課のみで受け付けます。 （足立福祉事務所では受け付けできません）</p>

発達支援児保育とは

入所内定後、医師や子どもの発達に知見のある委員により構成された「発達支援委員会」において、お子さんを保育するうえで、どのような配慮や支援が必要かを判断します。実施に当たっては指定された日時にこども支援センターげんきで行われる医師・心理士の面接を受けていただきます。入所後は、心理士等の専門職員と連携し、「発達支援児」として個々のお子さんの成長・発育に合わせた保育を行っていきます。



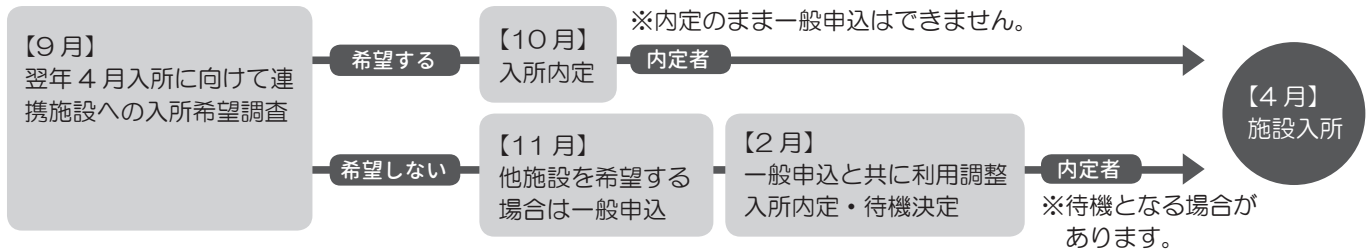
7. 小規模保育・家庭的保育(保育ママ)の卒園後の預け先について

連携施設による預け先の確保

(2018年(平成30年)4月入所分から)

次の小規模保育の卒園児を連携先の認可保育所で受入れます。

対象施設・対象者 メリーポピンズ北千住ルーム(小規模保育施設)を卒園予定の2歳児
連携施設 北千住どろんこ保育園



経過措置・注意事項

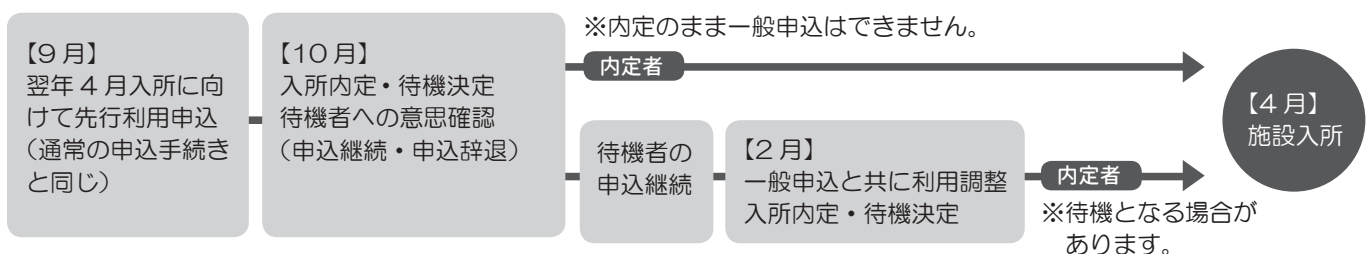
- ・2歳児クラスに10月1日以降に入所した場合は、一般申込での利用調整となります。
 - ・連携施設による預け先の確保を開始した年度を含む3年間は、卒園時に連携施設への入園と先行利用調整(2019年(平成31年)4月入所分から実施)のいずれかを選択できます。
- (例)2018年(平成30年)4月入所から連携開始の施設を卒園する場合→2020年4月入所まで選択可能

先行利用調整の実施

(2019年(平成31年)4月入所分から予定[受付は2018年(平成30年)9月予定])

卒園後も継続して保育が必要な保護者のために、4月入所の一般の申込受付に先行して、対象となる施設の卒園児用の定員枠を設け、利用調整を行うことを検討しています。

対象施設・対象者 連携実施園を除く、全ての小規模保育・家庭的保育(保育ママ)に在籍する2歳児
※青井おひさま保育園の卒園児(2歳児)・コンビプラザ東和三丁目保育園の卒園児(3歳児)も対象となります。



注意事項

- ・手続きは通常の申し込みと同一で、期限までに勤務証明書などを添付し、利用調整指数により保育の必要性が高い方から内定となります。
- ・先行利用調整の定員枠は、区内全域で卒園児童数分の定員を確保します。ただし一般申込の定員も確保する必要があるため、少人数募集の施設など、定員枠を設けられない施設もあります。
- ・先行利用調整の空き定員は、卒園予定児童のご家庭に9月上旬に通知します。
- ・希望が重複・集中するなど、すべての方が希望どおり入所できない場合があります。
- ・入所内定通知または待機通知(不承諾通知)は、10月中旬頃にお送りします。
- ・内定できなかった場合は、申請を継続して4月入所の一般申込と共に利用調整します。
- ・対象施設に3月まで在園予定の方で、一般申込と共に利用調整する際は、4月入所のみ調整指数番号18(P20参照)が加算されます。
- ・内定を辞退された場合は、一般での申し込み(要再申請)となります(調整指数番号18(P20参照)の加算は前項の通り)。

8. 保育施設の利用調整とは

利用調整とは

希望者が保育施設の定員を超えた場合に行われる調整を言います。保護者（父母それぞれ）が児童の保育にあたれない要件に応じて基準指数および調整指数を算出し、保育の実施指数の高い（保育の必要性が高い）方から利用者を決定します。利用調整は、申込締切日時点の家庭の状況で行いますが、入所日時点においても申込締切日時点と同等の要件があることが必要です。

保育の実施指数が同点の場合は、同点時の優先順位に基づいて判断します（P21）。

先着順ではありませんので、本申込案内をよくお読みいただき、書類不備の無いように提出してください。

※利用調整は各入所希望月の申込締切日までに提出された（必着）書類に基づき行います。

※申込締切日を過ぎて到着した不足書類の審査への反映は翌月入所分からとなります。

1. 保育の実施指数とは

父母それぞれの実施基準指数に各々の調整指数を加算または減算した指数を言います。実施基準指数および調整指数は、各入所希望月の申込締切日時点を基準日とします。

2. 実施基準指数とは

実施基準表（P19）に基づき、算出した指数を言います。父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定します。保護者が児童の保育にあたれない要件が2つ以上ある場合には、原則として指数の高い要件で指数を決定します。

3. 調整指数とは

調整指数表（P20）に基づき、条件に該当する場合に加算または減算する指数を言います。各入所希望月の申込締切日までに必要書類を提出する必要があります。

4. 保育の実施指数の算出方法

（例）

- ・父親が自宅外、月20日以上、1日8時間以上の就労実績がある・・・実施基準指数23点
- ・母親が自宅外、月18日以上、1日7時間の就労実績がある・・・実施基準指数16点
- ・主たる保育者が3年以上継続して就労実績がある・・・調整指数2点（番号20）



この世帯の実施指数は、23点+16点+2点=41点となります



保育の実施基準表

(実施基準指数および調整指数は、申込締切日時点を基準日とする)

番号	保護者の状況(同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合)			基準指数	実施期間	
	類型	細目				
1	自宅外労働	外勤	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	23	最長就学前まで	
			// 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	18		
			// 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	16		
		自宅外 自営	月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	18		
			// 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	16		
			// 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	14		
			月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	16		
			// 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	14		
			// 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	12		
その他の外勤	10					
2	自宅内労働	自宅内 自営	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	22	最長就学前まで	
			// 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	17		
			// 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	15		
			月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	17		
			// 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	15		
			// 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	13		
			月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	15		
			// 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	13		
			// 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	11		
		その他の自営	9			
		内職	月16日以上1日8時間以上月収5万円以上の就労を常態	14		
			月12日以上1日4時間以上月収3万円以上の就労を常態	12		
その他の内職	8					
3	不存在	死別、離別、行方不明、拘禁など	20	必要な期間		
4	出産・疾病障がい	出産	出産予定月の前2ヵ月から産後の2ヵ月以内	15	5ヵ月以内	
		疾病	自宅内療養	1ヵ月以上入院している場合(入院予定の場合を含む)	20	必要な期間
				常時病臥・感染性	20	
					精神性(精神障害者保健福祉手帳1～3級程度)	
			上記以外の程度	17		
			一般療養	安静を要する状態(常時病臥を除く)	17	
		通院加療のため保育に当たれない場合		13		
障がい	愛の手帳1～3度 身体障害者手帳1・2級 聴覚障がい者1～3級 精神障害者保健福祉手帳1～3級	20				
愛の手帳4度以下 身体障害者手帳3級 聴覚障がい者4級	18					
身体障害者手帳4級以下	12					
5	介護・看護	週5日以上、日中週40時間以上の介護を常態	20	必要な期間		
		週5日以上、日中週20時間以上週40時間未満の介護を常態	18			
		週4日以上、日中週24時間以上の介護を常態	16			
		週4日以上、日中週16時間以上週24時間未満の介護を常態	14			
		週3日以上、日中週18時間以上の介護を常態	12			
		週3日以上、日中週12時間以上週18時間未満の介護を常態	10			
		上記以外で必要とする場合の介護	8			
6	災害	火災などによる家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合	20	必要な期間		
7	求職活動中	就労内定 開業予定	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	9	3ヵ月以内	
			// 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	8		
			// 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	7		
			月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	8		
			// 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	7		
			// 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	6		
			月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	7		
			// 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	6		
		// 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	5			
就労未定	その他の外勤 求職活動中のため	4 3				
8	就学・技能習得	既に日中、就学・技能習得のため、外出を常態	番号1を準用	在学期間内		
		日中の就学・技能習得が内定している者	番号7を準用			
9	その他	前各号に掲げるもののほか、足立区教育委員会が明らかに保育が必要と認める場合				

- ※ 1 父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定する(保育の実施基準指数)。
- 2 保護者が児童の保育にあたれない状況(就労等)が2以上ある場合には、原則として指数の高い状況を取り、指数を決定する。
- 3 就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけではなく、実績も含めて指数を決定する。
- 4 産休中・育休中は産休前の実績も含めて指数を決定する。
- 5 就労時間には、通勤時間を含まない。ただし、休憩時間を含む。
- 6 出産、疾病等一時的なもので、前職に復帰が確実な場合は、自宅外(内)労働の指数を選択できる。

調整指数表

項目	番号	条 件	指数
加算指数	個人	1 就労内定・開業予定者で申込締切日時点より5ヵ月以内の時点で1年以上の就労実績がある場合（就労実績を入所基準指数にあてはめ、その指数の1/2を加算する）	4～10
		2 求職活動中ではあるが、申込締切日時点より5ヵ月以内の時点で1年以上の就労実績がある場合	4
		3 番号2の条件に該当し、かつ、生計中心者が失業した場合（申込締切日時点より失業後3ヵ月以内である者）	2
	世帯	4 保護者が身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級の1つに該当する場合、またはそれと同程度の障がいがあると認められる心身障がい者である世帯	3
		5 保護者が聴覚もしくは言語に関して身体障害者手帳3級を所持している場合、またはそれと同程度の障がいがあると認められる心身障がい者である世帯	2
		6 保護者が常時病臥、精神性、感染症で居宅療養している世帯	2
		7 同一住民票上の世帯に身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいる世帯（保護者及び入所申込児童を除く）	1
		8 父母のひとりが不存在（死亡、離婚、未婚など）の場合	2
		9 父母の両方が不存在（死亡、行方不明など）の場合	3
		10 父母のひとりが海外勤務、長期入院等により長期不在の場合	2
		11 生活保護世帯	2
		12 保護者が直前年度住民税非課税（ただし、前年の納税義務が外国にある世帯は除く）	1
		13 発達支援児（障がい児）として入所を希望する場合	2
		14 新規の入所申請で既にその施設に兄弟姉妹が在籍しているかまたは二人以上の申請で、同一施設を希望している場合	2
		15 兄弟姉妹が別施設のため同一施設に転所を希望する、あるいは転居による住所変更のため、通所が著しく困難になったために転所を希望する場合	2
		16 18歳未満で未就労の子どもが3人以上いる場合（多子世帯）	1
		17 就労開始、復職等により保育が必要となったため、東京都認証保育所（家庭的保育（保育ママ）・小規模保育は除く）などに有償・月ぎめで2ヵ月以上前から預託している場合	2
児童個人	18 青井おひさま保育園・コンビプラザ東和三丁目保育園・家庭的保育（保育ママ）・小規模保育の在籍児で、年齢上限による卒園により、4月から新たに利用を希望する場合（連携施設が設定されている場合を除く）	4	
主たる保育者	19 自宅内自営・内職の内容が有害危険なもの	1	
	20 引き続き就労を継続している場合（3年以上）	2	
	引き続き就労を継続している場合（1年以上3年未満）	1	
	21 母子（又は父子）世帯で、就労（又は就学・技能習得）を継続しているかまたは内定している場合	5	
減算指数	22 給与月額を勤務実績で割った時給が東京都の最低賃金を下回る場合	-5	
	世帯	23 同一住民票上の保護者の父母（65歳以上を除く）が無職または求職中の場合（疾病等で保育に当たることができない場合を除く）	-1
		24 過去6ヵ月分以上の保育料を滞納している場合	-20
		25 区外在住者（転入予定者及び区内在勤者は除く）	-4
		26 区外在住で区内在勤者	-2
その他	27 足立区教育委員会が特に必要と認める場合		
	28 保護者が保育士、看護師または幼稚園教諭の有資格者として、足立区内の保育施設または幼稚園に勤務している（育児休業復職予定含む）、または、勤務が内定している場合	1	

- ※ 1 調整指数の加減算は、基準指数に対して行う。
- 2 番号4～6、11～12、14～15および17～18については、それぞれ重複して加算はしないものとする。
- 3 調整指数は、保護者からの申請に基づき必要な書類を提出された場合に適用する。
- 4 番号10の長期不在とは、連続して3ヵ月以上の場合をいう。
- 5 番号14は、兄弟姉妹の在籍している保育施設に申し込み児童の年齢のクラスがなく、在籍児と異なる保育施設を希望する場合も加算する。但し、兄弟姉妹の在籍している保育施設が年齢上限のある施設で、児童の年齢が施設の受け入れ可能年齢を超えているため申し込みができない場合は加算しない。
- 6 番号17は、育児休業中を除く。
- 7 番号18は、該当する児童のみの加算とする。
- 8 番号19の自宅内自営・内職の内容が有害危険とは、刃物、高温、有害物質などを取扱うものをいう。
- 9 番号22で算定した指数と、月額給与を東京都の最低賃金で割って算定した指数を比較して、点数の高い方を実施基準指数とする。

実施指数が同点時の優先順位

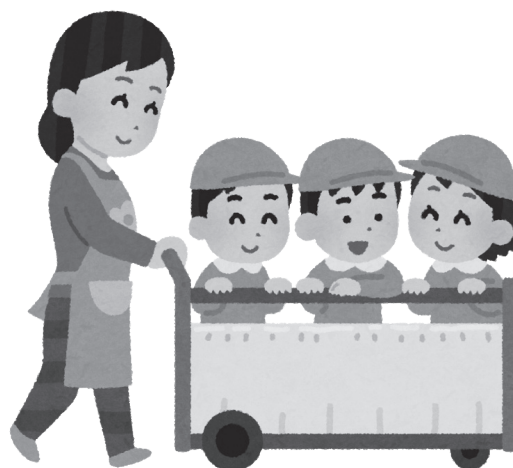
優先順位は項番 1 を 1 番高い優先度とし、以下番号順に 2、3、4…18 の順番とします。

1	区内在住者（転入予定者含む）を優先する
2	ひとり親世帯を優先する
3	世帯における保護者の実施基準指数の最高位の者を比較し、実施基準指数が高い世帯を優先する
4	実施基準指数の合計が高い世帯を優先する
5	希望保育施設に在籍児のいる世帯を優先する（在籍児のいる施設に限る）
6	保育料を滞納していない世帯を優先する
7	コンビプラザ東和三丁目保育園、青井おひさま保育園・地域型保育（保育ママ・小規模保育）、認証保育所の卒園児童を優先する
8	転所申込より入所申込を優先する。コンビプラザ東和三丁目保育園、青井おひさま保育園・地域型保育（保育ママ・小規模保育）からの転所申込者及び調整指数 15 番で加点されている転所申込者は、入所申込者と同等に取り扱う。
9	育児休業中の者を除き、認証保育所等により長く預けている者を優先する（単位：日）
10	双子以上同時申込を優先する
11	同一住民票上に障がい者（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている）がいる世帯を優先する
12	同一住民票上に未就学児（審査対象児童以外）の人数が多い世帯を優先する
13	同一住民票上に13歳未満の子ども（審査対象児童以外）の数が多い世帯を優先する
14	同一住民票上に18歳未満の子ども（審査対象児童以外）の数が多い世帯を優先する
15	保護者の基準指数に用いた要件以外の要件（出産、求職活動を除く）がある世帯を優先する
16	保護者の平成 29 年度市区町村民税の合計額が低い世帯を優先する （平成 29 年 1 月 1 日に足立区民でなかった方が住民税課税（非課税）証明書等、該当年度の住民税の確認ができる書類の提出がない場合や未申告で住民税の確認ができない場合は、最高額で判定する）
17	調整指数表 23 番に該当しない世帯を優先する
18	足立区に引き続き居住している期間が長い世帯（保護者のどちらか長い期間を適用）を優先する（単位：日）

※ 12、13、14 の子どもは保護者の子に限り、年齢は入所希望月の年度の 4 月 1 日の年齢とし、人数は申込締切日現在の数とする。

※ 16 について、市区町村民税均等割額は自治体により賦課額が異なるため、計算対象としない。但し、賦課の有無は判定対象とする。

※ 表内で順位が決まらない場合は、就労実態、児童を取り巻く環境を比較して優先順位を決定する。



9. 注意点 ～ Q&A 形式でお答えします～

子ども・子育て支援制度について

Q1. 子ども・子育て支援制度が始まり、何が変わったのですか？

A. 保育認定、教育標準時間認定などの「認定」を受け、認定に応じて利用先（保育施設・幼稚園・認定こども園）を選択していく仕組みが導入されました。これに伴い、利用者負担（保育料）も、保護者の住民税額に応じたものとなっています。

認定について

Q1. 保育施設の申し込みをしたら支給認定証（2号・3号）が送られてきました。保育施設の利用が決まったということですか？

A. 保育施設の利用が決まったというわけではありません。支給認定証（2号・3号）は保育を必要とする方に交付する「保育が必要である」という証明です。

Q2. 父母の認定要件がそれぞれ異なるときはどちらが基準になりますか？

A. 保育の必要量の少ない方に合わせて認定します。

例）父：120時間以上の就労（標準時間） 母：求職活動中（短時間）→ 短時間認定

Q3. 保育標準時間認定を受け、保育施設の利用が決まった場合、毎日7時30分から18時30分まで子どもを預けることができますか？

A. 実際の保育時間は、保護者の就労状況等を基に施設長と相談のうえ決定します。保育標準時間の11時間、保育短時間の8時間は上限の時間であり、ご家庭の状況によっては短い時間の保育となることがあります。

Q4. 保育の認定時間を切り替えたいとき（標準時間→短時間または、短時間→標準時間）はどうしたらいいですか？

A. 支給認定変更申請書を記入し、添付書類とあわせて子ども施設入園課まで提出してください。子ども施設入園課の受付日の翌月から切り替えを行います。ただし、利用申し込み中で小規模保育を希望している場合は、各認定枠での審査となるため、支給認定変更申請書とあわせて希望保育施設変更届の提出が必要です（Q5参照）。また、すでに小規模保育に在籍されている場合は、各施設にご相談ください。

Q5. 保育標準時間の認定を受けた場合でも、小規模保育の保育短時間枠に申し込みますか？

A. 申し込みはできません。小規模保育は認定に応じた募集枠への申し込みとなります。保育標準時間認定の方が保育短時間の枠を希望する場合は、上記Q4の手続きによって保育短時間に認定を変更したうえで申し込みをしてください。

Q6. 保育標準時間認定で家庭的保育（保育ママ）を利用する場合、開所時間を超えて利用することができますか？

A. 利用できません。開所時間内での利用となります。また、保育短時間認定の場合は、開所時間のうち、最大8時間までの利用となります。

Q7. 上の子が保育施設に在園中で、下の子の育児休業を取っていたが、下の子の入所が決まり復職する場合の手続きはありますか？

A. 復職にあたり保育標準時間を希望する場合、復職する月の前月末日までに支給認定変更申請書を提出してください。あわせて復職後に勤務証明書を提出してください。

申し込みについて

Q1. 保育施設の申し込みを行うにあたり、施設の見学をしたい場合はどうしたらいいですか？

A. 希望する保育施設に直接連絡し、見学日を調整してください。小規模保育や家庭的保育(保育ママ)も見学できます。

Q2. 0歳児で申し込む場合、生後何日から申し込むことができますか？

A. 利用希望月の1日時点での月齢により、申し込みできる施設が異なります。

認可保育所：生後57日以上からの産休明け保育・満6ヵ月以上からの0歳児保育（P29～33参照）

※0歳児クラスの延長保育を実施していない施設があるため、事前に施設にご確認ください。

家庭的保育(保育ママ)・認定保育ママ：生後57日以上からの産休明け保育

小規模保育・私立認定こども園：施設ごとに異なる（P34～35参照）

Q3. これから出産する予定の子どもを申し込むことはできますか？

A. 4月入所に限って、産休明け保育実施施設を申し込むことができます。

申込対象：出産予定日が2月24日(土)までのお子さん

必要書類：母子健康手帳の表紙・出産予定日のわかるページのコピー

審査対象：申込者のうち、2月3日(土)までに出生したお子さん

※小規模保育は申込対象が施設によって異なるため、施設一覧で確認してください（P35参照）。

注意事項：2月4日以降に出生したおさんは、5月入所からの利用調整の対象となります（この場合でも申込有効期限は2018年（平成30年）9月の利用調整までです）。

就労要件で認定されていて育児休業中の場合は、入所後5月1日までに必ず復職することが条件となります。育児休業中以外の場合は4月1日時点で就労していることが条件となります。（ただし、2月出生の場合は、5月1日までに復職することが条件となります。）

施設によって、0歳児の延長保育を実施していない場合がありますので、事前に施設にご確認ください。また、5月以降の利用を希望する場合は、出生後に申し込みをしてください。

Q4. 希望する施設はどのように記入したらいいですか？

A. 足立区では最大5施設まで希望することができます。実際に通える施設を、利用したい順に保護者の意思で選んでください。同じ施設を複数回書いても、有利にはなりません。また、転所申請の場合は、既に通っている施設を希望に書く必要はありません。

利用調整はあくまでも指数を基準に行われますので、上位希望の方が下位希望の方よりも内定しやすくなるということはありません。指数を基準として、利用調整上利用可能な施設を、その方の希望順位の上位から内定させていただきます。

Q5. 希望する保育施設に空きがない状況（募集枠がゼロ）でも申し込みはできますか？

A. 現在利用している児童の退所・転所などで、急きょ空きが生じる場合がありますので、申し込みをしていただくことは可能です。ただし、4月入所についてのみ、小規模保育・家庭的保育(保育ママ)・認定保育ママは、募集人数が1名以上のクラスが利用調整(入所審査)の対象となります。

Q6. 各施設の空き状況（募集人数）はどこで確認できますか？

A. 子ども施設入園課・足立福祉事務所（中部第一福祉課・第二福祉課を除く）・足立区ホームページ・足立区携帯サイトで確認できます。4月入所分は、11月上旬から12月15日まで公開しています。5月以降の利用については、利用前月初日から利用前月末日まで公開しています（P7参照）。

Q7. 申し込み中の希望施設の変更はできますか？

A. 申込有効期間中に「希望保育施設変更届」をご提出いただければ、希望施設を変更することが可能です。ただし、各月の申込受付期間内に受理されないと、その月の利用調整には反映されません。

Q8. 入所希望月近くに出産予定があります。出産後に育児休業を取得することはできますか？

A. 就労中や育児休業中で申し込みをしている場合、入所後の就労または復職を前提として利用調整をしています。そのため、就労中や育児休業中で、入所月近くに出産予定があり、入所後一度も就労せずに産休期間に入る、もしくは入っている場合は、産休後、速やかな復職が必要です。育児休業をとる場合は退所となります。例えば、4月に第一子が入所し、かつ第二子の出産予定がある場合、入所後一度も就労しない方については、出産月翌2ヵ月後までの在籍となります。出産月翌2ヵ月後に復職する場合は継続利用が可能なので、復職後、勤務証明書を速やかに提出してください。転所の場合も同様です。

Q9. 希望する区立保育施設に民営化の予定があると記載がありました。今後の民営化の予定を教えてください。

A. 今後の民営化の予定は以下のとおりです。民営化後は、延長保育や年末保育を実施したり、0歳児保育を実施している園の場合は産休明け保育を実施するなど保育サービスが充実します。

就労環境が多様化する中、多様な保育サービスが求められておりますので、足立区では、今後も計画的に民営化をすすめてまいります。なお、民営化を理由とした優先的な転所等は実施しておりませんので、よくご検討のうえ、お申し込みください。

今後の民営化予定：2019年4月 第二日ノ出町保育園
2022年4月 本木東保育園

※2020年・2021年に民営化を予定していた辰沼保育園・いりや第二保育園・北保木間保育園・六木保育園は、民営化を見送ることといたしました。

※上記以外の区立保育施設でも、入所後に民営化の対象になる場合があります。

民営化計画に関する問い合わせ先：子ども政策課子ども・子育て支援制度担当 電話 3880-5795

Q10. 申し込みを取り下げの場合はどうしたらいいですか？

A. 子ども施設入園課に連絡のうえ、申し込み取り下げ届をご提出ください。取り下げをすると、その後は審査はされません。再度利用を希望する場合には全ての書類を作成・準備して、改めて申し込みが必要です。4月入所での転所申し込み取り下げ期限は1月19日（金）です。なお、転所申し込みを取り下げた場合、転所前の施設に継続して通うことができますが、**転所取り下げをせずに入定していた転所先を辞退した場合は転所前の施設に戻ることはできませんのでご注意ください**（入定についてQ2参照）。

利用調整について

Q1. 調整指数表の主たる保育者は、父母どちらが対象ですか？

A. 原則として母が対象ですが、父子家庭世帯や父のみが育児休業を取得している場合は、父が対象となります。

Q2. 保育施設に空きがないので育児休業を延長する予定です。会社に提出するための不承諾通知書が欲しい場合はどうしたらいいですか？

A. 「利用調整結果通知書（待機）」（不承諾通知書）が必要な方についても、必ず申し込みが必要です。利用調整結果通知書（待機）は「保育施設の利用申し込み」の手続きがあって、その結果として発行するものです。入所できる可能性が低くても、受付期間内にお申し込みください。

Q3. 利用調整の結果はいつ、どのように分かるのですか？

A. 4月入所の利用調整は入定・不承諾ともに2月8日頃に文書で通知します。2月13日頃になっても届かない場合は子ども施設入園課にご連絡ください。5月入所以降の入定者には、利用希望月の前月下旬に電話で連絡をします。不承諾の場合は、入所希望月（初月）の利用調整分についてのみ、前月25日以降に文書で通知します。末日になっても届かない場合は子ども施設入園課にご連絡ください。

内定について

Q1. 入所が内定したのですが、辞退したい場合、どのような手続きをすればよいですか？

A. 子ども施設入園課に連絡のうえ、内定辞退届をご提出ください。内定を辞退すると、申込有効期間内であってもそこで申し込みが無効となります。再度利用を希望する場合には、全ての書類を作成・準備して、改めて申し込みをしてください。内定を辞退したことが次の申し込み時の利用調整上で不利になることはありませんが、他の入所待機者に迷惑が及ぶ場合がありますので、希望する施設はよくご検討いただいたうえで申し込みをしてください。

Q2. 転所が内定したのですが、辞退した場合、転所前の施設に戻ることはできますか？(転所申請の場合)

A. 転所が内定した場合、転所前の保育施設に戻ることは出来ません。内定した時点で転所前の保育施設は退所となり、退所後の空いた枠に、次に待機している児童の入所を決定します。なお、転所月の前月末日までは、転所前の保育施設に通うことができます。

Q3. 第一希望ではない施設に内定しました。その後も、申込有効期間中であれば第一希望の施設の審査は継続されますか？

A. 継続されません。希望順位にかかわらず、保育施設（保育ママ含む）に内定すると、それ以降審査の対象にはなりません。内定した保育施設以外を希望する場合は、改めて全ての書類を作成・準備して、転所申請として申し込みしてください。

入所後の保育について

Q1. 慣らし保育（入所直後の短い保育時間）を行っていますか？

A. 原則、行っています。子どもが段階的に保育環境に慣れるようにするため、入転所当初に子どもの状況に応じて通常より短い保育時間とさせていただくことにご協力ください。入所内定後の面接時に保護者と相談のうえ、期間や1日あたりの保育時間について決定します。

Q2. アレルギー食には対応していますか？

A. 食物アレルギーは、医師の診断に基づいて、原因食物の除去を基本として対応しています。入所内定後、医師の診断書や指示書等の提出が必要です（様式等詳細は入所内定時に各施設からご説明させていただきます）。また、お子様の状態に応じて、除去や代替食品について打ち合わせを行います。ただし、家庭的保育（保育ママ）については、調理設備及び職員体制上、アレルギー対応食の調理が困難であるため、弁当、おやつの持参をお願いします。

Q3. 保育施設で投薬（与薬）を行っていますか？

A. 保育施設は健康な子ども達の集団の場であるという点から、原則、投薬は実施しないこととしています。しかし、慢性的な病気や長期服用が必要な病気等の対処薬など、やむを得ない場合に限り、医師の指示のもとでお預かりする場合がありますので保育施設にご相談ください。また、今後、医師の診察を受ける場合は、①お子さんが保育施設に何時から何時まで在所しているか、②原則保育施設では投薬ができないこと、を伝えて処方の方ををお願いします。

Q4. 家庭的保育（保育ママ）の急な体調不良等で保育が受けられない場合はどうしたらいいですか？

A. 基本的には、保護者の方に家庭での保育をお願いしています。どうしても保護者の方の都合がつかない際は、連携保育施設等による代替保育の制度を利用できる場合があります。



10. 保育施設のマップと一覧

認可保育所・認定こども園・小規模保育マップ

● 認可保育所

No.	保育施設名称
1	日ノ出町
2	第二日ノ出町
3	北千住どろんこ
4	千住あすま
5	せきや
6	まなびの森保育園千住大橋
7	緑町
8	千住
9	ういず千住曙町
10	クレーナーサリー千住大橋
11	ういず千住大橋駅前
12	あい保育園千住大橋
13	北千住もみじの森
14	北千住こども園
15	たんぼぼ保育所北千住園
16	キッズガーデン足立柳原
17	宮城
18	三星
19	新田さくら
20	新田
21	保育園ヴィラ・ココロット
22	新田わかば
23	新田おひさま
24	新田三丁目なかよし
25	ココロット
26	さつき
27	江北
28	上沼田
29	にじいろ保育園江北
30	西新井教会
31	西新井聖華
32	興野
33	扇こころ
34	キッズガーデン足立扇
35	興本
36	本木
37	本木東
38	いつみ
39	足立ひまわり
40	西新井きらきら
41	中部ひまわり
42	梅田
43	親隣館
44	うめた「子供の家」
45	日生梅島保育園ひびき
46	エーワン梅島
47	パンピ保育園梅島園
48	島根
49	日生梅島第二保育園ひびき
50	五反野
51	子ひばり
52	高和
53	やよい
54	中央本町
55	足立梅島雲母
56	青井おひさま
57	青井
58	明日葉保育園青井園
59	聖華こうどう

凡例

- 認可保育所
- ☆ 区立認定こども園
- ◇ 私立認定こども園
- 小規模保育施設

埼玉県 川口市

足立福祉事務所 西部福祉課
鹿浜8-27-15 電話3897-5011

足立福祉事務所 北部福祉課
竹の塚2-25-17 電話3883-6800



☆ 区立認定こども園

No.	保育施設名称
1	元宿こども園 (第一園舎)
2	元宿こども園 (第二園舎)
3	鹿浜こども園 (第一園舎)
4	鹿浜こども園 (第二園舎)
5	おおやたこども園

◇ 私立認定こども園

No.	保育施設名称
1	東京白百合幼稚園
2	西新井幼稚園
3	杉の子幼稚園
4	舎人幼稚園 (保育園舎)
5	舎人幼稚園 (幼稚園舎)

○ 小規模保育

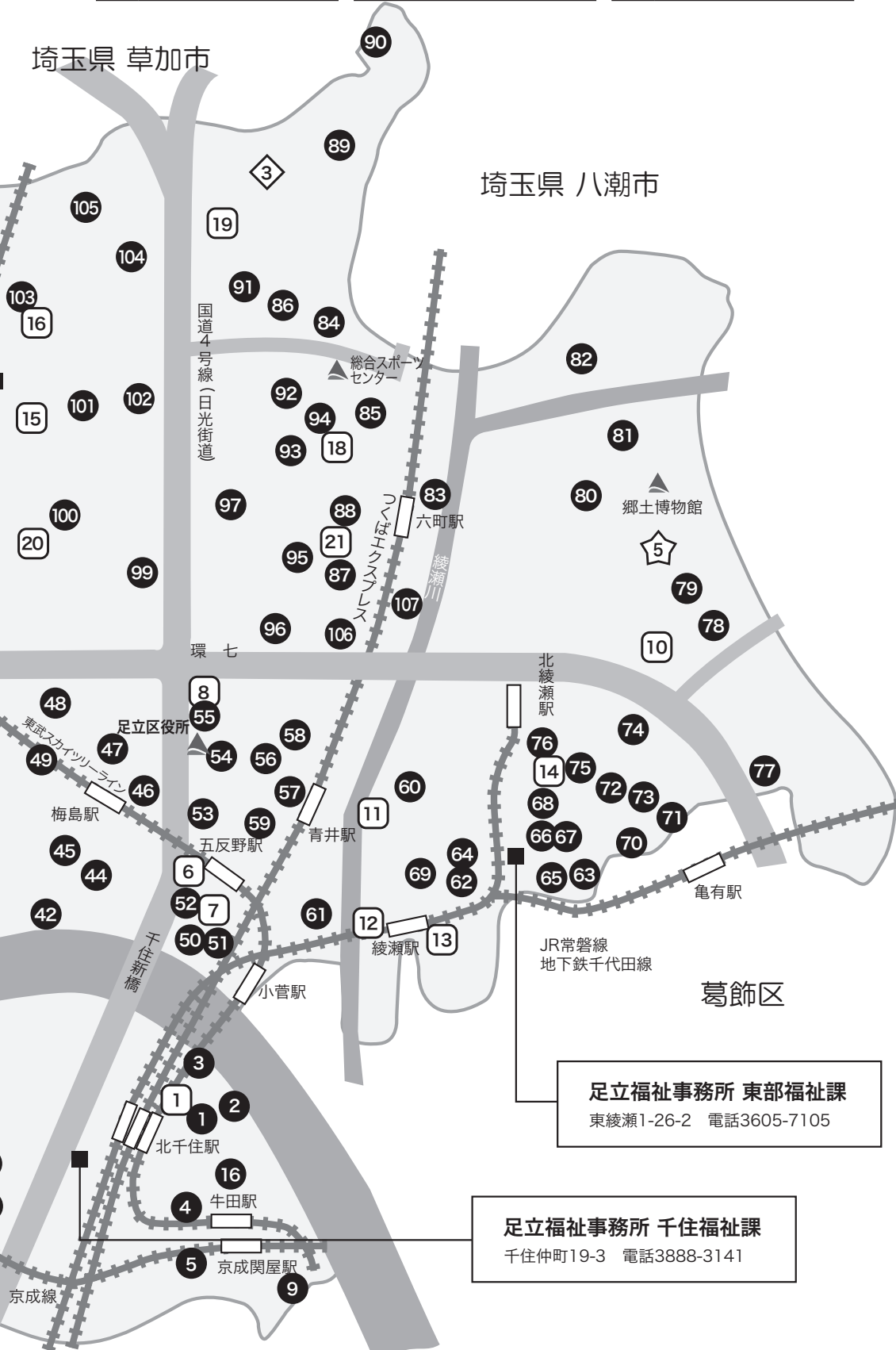
No	保育施設名称
1	メリーポピンズ北千住ルーム
2	木下の保育園 千住大橋
3	ぴっころきっず高野駅前
4	ぴっころきっず新田
5	新田あすか保育園
6	木下の保育園 五反野
7	デイジー保育園 五反野
8	ステラ中央本町
9	SAKURA 保育園 西新井

No	保育施設名称
10	チェリッシュ大谷田
11	ステラ綾瀬
12	SAKURA 保育園 綾瀬
13	ぬくもりのおうち保育園綾瀬園
14	ぴっころきっず北綾瀬
15	SAKURA 保育園 竹の塚
16	ステラ竹の塚
17	フレンドキッズランド竹の塚園
18	ばんだ保育園 六町園

No	保育施設名称
19	ぴっころきっず保木間
20	保育ルームOhana西新井園
21	MIRATZ 六町保育園
22	ばんだ保育園西竹の塚園
23	キングダム・キッズ 西新井
24	チェリッシュ大師前駅
25	てのひら保育園
26	キングダム・キッズ 鹿浜
27	第2てのひら保育園

● 認可保育所

No.	保育施設名称
60	にじいろ保育園綾瀬
61	西綾瀬りりおっこ
62	あやせ
63	足立若葉
64	東部若葉
65	恵・YOU
66	東綾瀬
67	東綾瀬きらきら
68	あやせパパール園
69	チェリッシュ綾瀬
70	東和
71	ビーフェア東和親水
72	コンピプラザ東和三丁目
73	聖母のさゆり
74	東
75	北綾瀬聖華
76	チェリー
77	隅田学園
78	大谷田第一
79	ナーサリースクールいずみ大谷田
80	辰沼
81	六木
82	神明町
83	六町あづま
84	東花畑
85	六町
86	北保木間
87	たんぼぼ保育所第二六町園
88	たんぼぼ保育所六町園
89	レイモンド花畑
90	花畑桑袋
91	保木間
92	南保木間
93	愛隣
94	東保木間
95	東栗原
96	クリアナーサリー足立さくら園
97	平野
98	栗原つくし
99	中島根
100	島根いちい
101	洲江
102	竹の塚
103	竹の塚北
104	西保木間
105	水神橋
106	野のはな
107	六町駅前
108	伊興すみれ
109	伊興
110	伊興大境
111	西新井
112	ういず西新井
113	清水
114	アスク西新井
115	i - (アイ)
116	足立このみ
117	第三上沼田
118	太陽
119	谷在家
120	加賀
121	聖
122	アスクとねり
123	いりや第一
124	いりや第二



認可保育所一覧

P27～28 マップ凡例… ●

地域	No.		保育施設名称	所在地 電話番号	定員	0歳児保育	開所時間 基本保育時間は◆1 をご確認ください。
千住地域	1	私立	日ノ出町	日ノ出町 15-1 3881-6660	195	生後 57 日以上	7:00～20:30
	2	区立	第二日ノ出町(※6)	日ノ出町 19-3 3881-9333	105	生後 57 日以上	7:30～18:30
	3	私立	北千住どろんこ	日ノ出町 41-14 5284-9512	90	生後 57 日以上	7:00～20:30
	4	区立	千住あすま	千住東 2-20-17 3881-1293	146	満 6 カ月以上	7:30～19:30
	5	公設 民営	せきや	千住関屋町 16-1 3888-6210	75	—	7:00～20:30
	6	私立	まなびの森保育園 千住大橋	千住緑町 2-5-10 3870-0220	80	生後 57 日以上	7:00～20:30
	7	区立	緑町	千住緑町 2-17-11 3888-2288	68	—	7:30～18:30
	8	公設 民営	千住	千住元町 16-9 3881-4801	125	—	7:00～20:30
	9	私立	ういず千住曙町	千住曙町 17-3 5284-7712	110	生後 57 日以上	7:30～20:30
	10	私立	クリアナーサリー 千住大橋	千住橋戸町 1-13 ポンテポルタ千住 3F 6806-2456	60	生後 57 日以上	7:00～20:30
	11	私立	ういず千住大橋駅前	千住橋戸町 2-6 6806-2871	120	生後 57 日以上	7:30～20:30
	12	私立	あい保育園千住大橋	千住河原町 6-12 6806-1758	70	生後 57 日以上	7:00～20:30
	13	私立	北千住もみじの森	千住龍田町 6-22 5284-8053	80	生後 57 日以上	7:00～20:30
	14	私立	北千住こども園	千住宮元町 25-5 5244-0066	85	生後 57 日以上	7:00～20:30
	15	私立	たんぼぼ保育所 北千住園	千住宮元町 31-8 5244-2511	70	生後 57 日以上	7:00～20:00
	16	私立	キッズガーデン 足立柳原(※7)	柳原 1-30-7 5284-9971	49	生後 57 日以上	7:00～20:30
江北・ 興野・ 本木地域	17	区立	宮城	宮城 1-5-6-101 3919-2236	50	—	7:30～18:30
	18	私立	三星	宮城 1-28-7 3911-1868	140	生後 57 日以上	7:30～19:30
	19	公設 民営	新田さくら	新田 1-14-12-101 3927-1612	67	生後 57 日以上	7:00～20:30
	20	私立	新田	新田 2-1-10 3911-0977	91	生後 57 日以上	7:00～19:30
	21	私立	保育園ヴィラ・ ココロット	新田 2-1-13 5390-2666	60	生後 57 日以上	7:00～20:30
	22	区立	新田わかば	新田 3-8-20 3911-5619	87	—	7:30～18:30
	23	公設 民営	新田おひさま(※1)	新田 3-14-3 6903-0846	61	—	7:30～19:30
	24	公設 民営	新田三丁目なかよし (※1)	新田 3-17-14 3927-5500	60	—	7:30～19:30
	25	私立	ココロット	新田 3-35-22 5390-3360	80	生後 57 日以上	7:30～19:30

地域	No.		保育施設名称	所在地 電話番号	定員	0歳児保育	開所時間 基本保育時間は◆1 をご確認ください。
江北・興野・本木地域	26	公設 民営	さつき	江北 1-15-3-103 3890-6665	100	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
	27	私立	江北	江北 3-17-4 3890-3794	100	生後 57 日以上	7:30 ~ 19:30
	28	区立	上沼田	江北 4-17-20-101 3890-2585	131	生後 57 日以上	7:30 ~ 19:30
	29	私立	にじいろ 保育園江北	江北 4-25-24 5856-9946	76	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
	30	私立	西新井教会	西新井本町 1-22-5 3896-1425	60	—	7:30 ~ 19:00
	31	私立	西新井聖華	西新井本町 2-4-24 3854-3811	150	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
	32	私立	興野	西新井本町 4-19-23 3890-6606	100	生後 57 日以上	7:30 ~ 19:00
	33	私立	扇こころ	扇 1-22-28 3898-3919	109	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
	34	私立	キッズガーデン 足立扇 (※7)	扇 1-33-3 5647-6244	49	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
	35	公設 民営	興本	扇 3-24-14 3890-3693	109	—	7:00 ~ 20:30
	36	区立	本木	本木東町 18-17 3848-4583	107	生後 57 日以上	7:30 ~ 18:30
	37	区立	本木東 (※6)	本木 2-13-11 3849-3325	117	満 6 カ月以上	7:30 ~ 18:30
	梅田・中央本町地域	38	私立	いづみ	西新井栄町 1-15-10 3886-2520	70	生後 57 日以上
39		私立	足立ひまわり	西新井栄町 1-7-8 3840-6287	110	生後 57 日以上	7:30 ~ 19:30
40		私立	西新井きらきら (※2)	(本園) 西新井栄町 1-18-14 5888-9163	115	生後 57 日以上	7:30 ~ 19:30
41		私立	中部ひまわり	関原 2-10-4 5845-5702	124	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
42		区立	梅田	梅田 4-2-19 3848-4775	107	—	7:30 ~ 18:30
43		私立	親隣館	梅田 4-29-6 3886-6810	50	—	7:30 ~ 19:00
44		私立	うめだ「子供の家」	梅田 7-19-23 3889-8800	132	生後 57 日以上	7:30 ~ 19:30
45		私立	日生梅島保育園ひびき (※3)	梅田 5-25-33 ロイヤルパークス梅島 1F 5845-3411	70	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
46		私立	エーワン梅島	梅島 1-18-3 3849-0758	60	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
47		私立	バンビ保育園梅島園	梅島 3-4-8 6806-3141	65	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
48		私立	島根	梅島 3-14-18 3852-6370	110	生後 57 日以上	7:30 ~ 19:30
49		私立	日生梅島第二保育園 ひびき	梅島 3-17-20 5888-7405	80	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
50		公設 民営	五反野	足立 2-26-14 3848-4791	135	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
51		私立	子ひばり	足立 2-33-2 3887-1701	70	—	7:00 ~ 19:30
52		私立	高和	足立 4-31-17 3886-5075	80	生後 57 日以上	7:30 ~ 19:30

地域	No.		保育施設名称	所在地 電話番号	定員	0歳児保育	開所時間 基本保育時間は◆1 をご確認ください。
梅田・中央本町地域	53	公設 民営	やよい	中央本町 1-9-3-105 3889-9580	100	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
	54	区立	中央本町	中央本町 4-11-39 3848-4771	116	満 6 カ月以上	7:30 ~ 19:30
	55	私立	足立梅島雲母 (※ 7)	中央本町 5-1-2 5845-6333	47	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
	56	公設 民営	青井おひさま (※ 1)	青井 1-7-6 5888-7063	28	生後 57 日以上	7:30 ~ 19:30
	57	公設 民営	青井	青井 3-24-2-101 3889-0241	102	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
	58	私立	明日葉保育園青井園	青井 4-6-21 5888-6723	65	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
	59	私立	聖華こうどう	弘道 1-7-1 3849-3271	132	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
綾瀬・佐野地域	60	私立	にじいろ保育園綾瀬	綾瀬 6-20-7 5849-3435	82	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
	61	私立	西綾瀬りりおっこ	西綾瀬 4-2-4 3848-4785	122	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
	62	区立	あやせ (※ 8)	東綾瀬 1-5-17 3628-5660	120	生後 57 日以上	7:30 ~ 19:30
	63	私立	足立若葉	東綾瀬 1-16-21 3620-1592	120	生後 57 日以上	7:30 ~ 20:30
	64	私立	東部若葉	東綾瀬 1-25-23 5613-0230	122	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
	65	私立	恵・YOU	東綾瀬 1-9-4 プラザ白うめ 5697-2597	69	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:00
	66	区立	東綾瀬	東綾瀬 2-12-13 3606-8811	133	満 6 カ月以上	7:30 ~ 19:30
	67	私立	東綾瀬きらきら	東綾瀬 2-17-8 5682-2620	100	生後 57 日以上	7:30 ~ 19:30
	68	私立	あやせハバル園	東綾瀬 3-9-1 5613-8851	103	生後 57 日以上	7:30 ~ 20:30
	69	私立	チェリッシュ綾瀬	綾瀬 3-13-1 3628-7667	66	生後 57 日以上	7:30 ~ 20:30
	70	私立	東和	東和 1-11-7 3620-5525	100	生後 57 日以上	7:30 ~ 19:30
	71	私立	ビーフェア東和親水	東和 2-26-9 6802-5291	60	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
	72	私立	コンビプラザ東和三丁目 (※ 4)	東和 3-13-1 5613-8070	30	生後 57 日以上	7:30 ~ 20:30
	73	私立	聖母のさゆり	東和 4-10-9 3620-5309	74	—	7:30 ~ 19:30
	74	私立	東	東和 5-5-23 3629-6213	100	生後 57 日以上	7:30 ~ 19:30
	75	私立	北綾瀬聖華 (※ 9)	谷中 1-32-9 3605-2688	134	(※ 9)	7:00 ~ 20:30
	76	私立	チェリー	谷中 2-16-16 3606-1212	100	生後 57 日以上	7:30 ~ 19:30
	77	私立	隅田学園	中川 4-37-22 3606-3388	131	生後 57 日以上	7:00 ~ 19:30
	78	区立	大谷田第一	大谷田 1-1-5-101 3629-0245	126	満 6 カ月以上	7:30 ~ 19:30
	79	私立	ナーサリースクール いずみ大谷田	大谷田 1-1-9-101 3629-0246	109	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30

地域	No.		保育施設名称	所在地 電話番号	定員	0歳児保育	開所時間 基本保育時間は◆1 をご確認ください。
綾瀬・佐野地域	80	区立	辰沼	辰沼 1-2-7-101 3605-2806	107	—	7:30～18:30
	81	区立	六木	六木 1-5-10-101 3605-2709	102	—	7:30～18:30
	82	私立	神明町	神明 2-10-4 3605-2737	100	生後57日以上	7:00～20:30
保塚・六町・花畑・保木間・竹の塚地域	83	私立	六町あづま	南花畑 1-13-4 5242-4400	123	生後57日以上	7:00～20:30
	84	区立	東花畑	南花畑 4-11-6-101 3885-6924	85	—	7:30～18:30
	85	私立	六町	南花畑 2-25-11 5831-5868	100	生後57日以上	7:00～20:30
	86	区立	北保木間	南花畑 5-15-3-101 3883-2424	75	—	7:30～18:30
	87	私立	たんぼぼ保育所 第二六町園(※7)	六町 2-7-32 5851-1155	56	生後57日以上	7:00～20:30
	88	私立	たんぼぼ保育所六町園	六町 3-7-47 フェルックス1F 5851-2510	70	生後57日以上	7:00～20:00
	89	私立	レイモンド花畑	花畑 3-42-8 5831-5957	170	生後57日以上	7:00～20:30
	90	区立	花畑桑袋	花畑 8-5-15-101 3850-2538	66	—	7:30～18:30
	91	区立	保木間	保木間 3-25-9 3850-3932	141	満6カ月以上	7:30～18:30
	92	区立	南保木間	東保木間 1-5-16-101 3883-9171	80	—	7:30～18:30
	93	私立	愛隣	東保木間 1-10-16 3883-2233	30	—	7:30～19:00
	94	公設 民営	東保木間	東保木間 1-25-2-101 3858-4401	102	生後57日以上	7:00～20:30
	95	私立	東栗原	一ツ家 2-15-14-101 3884-1467	73	—	7:00～20:30
	96	私立	クリアナーサリー 足立さくら園	一ツ家 3-4-4 5856-6608	85	生後57日以上	7:00～20:30
	97	区立	平野	平野 3-18-1-101 3850-2549	91	—	7:30～18:30
	98	私立	栗原つくし(※9)	栗原 1-14-18 3885-3878	137	生後57日以上	7:00～20:30
	99	区立	中島根	島根 2-33-2 3850-4078	141	満6カ月以上	7:30～18:30
	100	私立	島根いちい	島根 4-26-7 3884-4370	115	—	7:00～20:30
	101	私立	淵江	竹の塚 2-9-3 3858-7533	37	—	7:30～19:30
	102	公設 民営	竹の塚	竹の塚 3-7-33-106 3884-4711	130	—	7:00～20:30
103	公設 民営	竹の塚北	竹の塚 6-18-2 3884-5900	117	生後57日以上	7:00～20:30	
104	区立	西保木間	西保木間 2-17-5-101 3883-4100	84	—	7:30～18:30	
105	公設 民営	水神橋	西保木間 4-12-4 3883-2906	101	生後57日以上	7:00～20:30	
106	私立	野のはな	西加平 1-1-5 3885-0081	80	生後57日以上	7:00～20:30	
107	私立	六町駅前	西加平 2-6-2 3858-0606	99	生後57日以上	7:00～20:00	

地域	No.		保育施設名称	所在地 電話番号	定員	0歳児保育	開所時間 基本保育時間は◆1 をご確認ください。
伊興・西新井・鹿浜・舎人地域	108	私立	伊興すみれ	東伊興 3-3-4 3890-8133	151	生後 57 日以上	7:30 ~ 20:30
	109	区立	伊興	伊興 4-11-25 3897-2801	108	満 6 カ月以上	7:30 ~ 18:30
	110	公設 民営	伊興大境	西竹の塚 1-10-5-101 3857-2531	106	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
	111	私立	西新井	西新井 2-21-2 3898-4291	134	—	7:00 ~ 20:30
	112	私立	ういす西新井	西新井 3-13-15 5647-8361	85	生後 57 日以上	7:30 ~ 20:30
	113	私立	清水	西新井 4-2-1 3899-8040	80	生後 57 日以上	7:00 ~ 19:30
	114	私立	アスク西新井 (※ 7)	西新井 4-18-7 5647-8227	50	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
	115	私立	i - (アイ)	西新井 4-28-7 3855-4420	100	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
	116	私立	足立このみ	江北 6-29-9 3896-2044	140	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30
	117	区立	第三上沼田	江北 7-12-3-101 3896-3161	90	—	7:30 ~ 18:30
	118	私立	太陽 (※ 10)	鹿浜 5-25-17 3853-7085	87	生後 57 日以上	7:30 ~ 19:30
	119	公設 民営	谷在家 (※ 5)	谷在家 3-22-10-101 3897-5881	95	—	7:00 ~ 20:30
	120	区立	加賀	加賀 2-31-5-101 3853-5782	102	満 6 カ月以上	7:30 ~ 18:30
	121	私立	聖	舎人 1-3-13 3857-0223	100	生後 57 日以上	7:30 ~ 19:30
122	私立	アスクとねり	舎人 5-1-3 5647-0035	65	生後 57 日以上	7:00 ~ 20:30	
123	区立	いりや第一	舎人 6-12-5-101 3855-1066	80	—	7:30 ~ 18:30	
124	区立	いりや第二	舎人 6-11-2-101 3855-1067	80	—	7:30 ~ 18:30	

区立認定こども園一覧

P27 ~ 28 マップ凡例… ☆

地域	No.	保育施設名称	所在地・電話番号	定員	対象児	開園時間
千住地域	1	元宿こども園 (第一園舎)	千住桜木 1-16-2 3882-9466	98 (長時間)	4 ~ 5 歳児	7:30 ~ 18:30
	2	(第二園舎)	千住元町 34-3-101 3881-0013		1 ~ 3 歳児	
鹿浜地域	3	鹿浜こども園 (第一園舎)	鹿浜 5-25-11 3855-4447	96 (長時間)	4 ~ 5 歳児	
	4	(第二園舎)	鹿浜 5-24-4-101 3897-8515		1 ~ 3 歳児	
綾瀬地域	5	おおやたこども園	大谷田 2-1-9 3620-7591	76 (長時間)	1 ~ 5 歳児	

地域	No.	保育施設名称	所在地・電話番号	定員	対象児	開園時間	土曜日の開園
江北地域	1	東京白百合幼稚園	宮城 1-16-9 3919-7031	42 (長時間)	1～5歳児	7:00～ 20:00	○
	2	西新井幼稚園	西新井本町 1-17-20 3890-0088	30 (長時間)	2～5歳児	7:30～ 18:30	—
花畑地域	3	杉の子幼稚園	花畑 4-36-5 3883-2525	86 (長時間)	3～5歳児	7:00～ 19:00	—
舎人地域	4	舎人幼稚園 (保育園舎)	古千谷本町 2-14-22 5838-2256	114 (長時間)	0～2歳児 (生後57日～)	7:00～ 20:00	○
	5	(幼稚園舎)	古千谷本町 2-12-18 3899-1316		3～5歳児		

- ◆ 1 保育の必要性の認定に応じた基本保育時間は次のとおりです。
 保育標準時間認定：7時30分～18時30分 保育短時間認定：8時30分～16時30分
 実際の保育時間については、保護者の就労状況等に基づき、施設長と保護者との相談で決定します。
 上記の基本保育時間は利用の上限であり、世帯の状況により保育時間が異なる場合があります。あらかじめご了承ください。
- ◆ 2 開所時間内で基本保育時間を超えて保育を受けるまたは希望する場合は、別途延長保育料金がかかります (P42 参照)。
- ◆ 3 0歳児については延長保育を実施していない園があります。事前に施設にご確認ください。

- ※ 1 足立区が設置した公設民営保育所です。保育内容等は認可保育所と同様です。足立区に住民登録がある方のみ申し込み、通所できます。
 ・新田三丁目なかよし保育園…3～5歳児クラスのみ。(平成30年7月入所分の申込から1・2歳児の募集を開始します)
 ・青井おひさま保育園…0～2歳児クラスのみ。3歳児クラスからは新たに利用申し込みが必要です。
- ※ 2 西新井きらきら保育園…3～5歳児クラスは本園と分園に分けて保育をします。通園先は、ご希望に添えない場合があります。
 分園：西新井栄町 1-18-13 電話(本園)：5888-9163 定員：P30表のうち45名
- ※ 3 日生梅島保育園ひびき…2020年度にかけて定員を適正化していきます。クラス年齢によっては募集がない年齢があります。
- ※ 4 コンビプラザ東和三丁目保育園…0～3歳児クラスのみ。4歳児クラスからは新たに利用申し込みが必要です。
- ※ 5 谷在家保育園…2019年(平成31年)3月で指定期間が満了しますが、2019年(平成31年)4月以降も社会福祉法人わかば会が、引き続き指定管理者として運営する予定です。
- ※ 6 2022年4月までに民営化される計画があります (P25 Q9 参照)。
- ※ 7 2018年(平成30年)4月から「定期利用保育事業」を実施しています。
 詳しくは別紙「平成30年度定期利用保育事業のご案内(あさぎ色)」をご覧ください。
- ※ 8 あやせ保育園…2018年(平成30年)8月頃に移転の予定があります。移転に伴い、定員を130名に変更する予定です。
 移転先：東綾瀬二丁目9番先(都立東綾瀬公園防災トイレ南側広場内)
- ※ 9 建て替え工事のため、仮園舎で保育をしている施設です。詳細は施設に直接お問い合わせください。

保育施設名称	工事期間(予定)	仮園舎所在地	新園舎での保育開始(予定)
北綾瀬聖華保育園	平成29年度～30年度中	谷中2-10-7 エムケイビル1、2階	平成30年度6月1日から
		※平成30年度6月1日から0歳児クラス(生後57日以上)の募集を開始します。定員6名	
栗原つくし保育園	平成30年度中	島根 4-11-8	2019年度(平成31年度)

- ※ 10 太陽保育園…2019年(平成31年)4月に新園舎への移転を予定しています。詳細は施設に直接お問い合わせください。移転先：鹿浜 5-28-7

小規模保育一覧

P27～28 マップ凡例…〇

地域	No	区分	保育施設名称	所在地	電話番号	定員	0歳児保育	開所時間
地千 域住	1	B	メリーポピンス 北千住ルーム	日ノ出町 27 日の出町団地 4-101	3882-3150	15	満2ヵ月	7:30 ～ 18:30
	2	A	木下の保育園 千住大橋	千住橋戸町 1-52	3870-2622	18	90日	
江北 地域	3	B	ぴっころきっす高野駅前	扇 2-39-7 グリーンハイツ I 1 階	3856-3522	15	57日	7:30 ～ 18:30
	4	B	ぴっころきっす新田	新田 2-8-3 1 階	3913-0521	16	57日	
	5	A	新田あすか保育園	新田 1-8-6 1 階	5902-3135	15	57日	
中央 本町 地域 梅田・	6	A	木下の保育園 五反野	足立 4-13-9 ベルビュービルディング 1F	3849-2322	15	90日	7:30 ～ 18:30
	7	A	デイジー保育園 五反野	足立 3-10-6 ヴァロービル 1 階	5888-4366	19	57日	
	8	B	ステラ中央本町	中央本町 5-2-3	3849-8100	19	57日	
	9	A	SAKURA 保育園 西新井	関原 3-43-4 細川ビル 1 階	5888-4501	17	57日	
綾瀬・ 佐野 地域	10	B	チェリッシュ大谷田	大谷田 1-1 大谷田一丁目団地 2-103	5849-2022	15	満3ヵ月	7:30 ～ 18:30
	11	B	ステラ綾瀬	綾瀬 4-31-15	5849-8100	19	57日	
	12	A	SAKURA 保育園 綾瀬	綾瀬 4-6-5	5682-2055	19	57日	
	13	A	ぬくもりのおうち保育 綾瀬園	綾瀬 2-24-3 1 F	6240-7277	19	57日	
	14	A	ぴっころきっす北綾瀬	谷中 1-30-8 ルネサンスビル 1 階	5682-4140	16	57日	
六町・ 花畑・ 保木間・ 竹の塚 地域	15	A	SAKURA 保育園 竹の塚	竹の塚 1-12-11	5856-5670	19	57日	7:30 ～ 18:30
	16	B	ステラ竹の塚	竹の塚 6-9-11	5831-8100	19	57日	
	17	A	フレンドキッズランド 竹の塚園	竹の塚 1-13-16 フラット竹の塚 1F	5856-6780	19	57日	
	18	A	ばんだ保育園 六町園	南花畑 2-2-5	5851-9108	19	43日	
	19	A	ぴっころきっす保木間	保木間 5-10-23 磯野ビル 1 階	3885-4612	19	57日	
	20	A	保育ルーム Ohana 西新井園	島根 4-6-8 イニシア西新井 101	5856-5277	16	-	
	21	A	MIRATZ 六町保育園	六町 2-7-21 Santesia Bldg 102	5831-5635	19	57日	7:30～ 19:30
伊興・ 西新井・ 鹿浜・ 舎人 地域	22	A	ばんだ保育園 西竹の塚園	西竹の塚 1-17-17	5647-8285	19	43日	7:30 ～ 18:30
	23	B	キングダム・キッズ 西新井	西新井 1-25-3 ディアヒルズ 1 F	5647-9656	19	57日	
	24	B	チェリッシュ大師前駅	西新井 1-3-1 大師前駅ビル 1F	5838-0311	18	90日	
	25	A	てのひら保育園	舎人 1-25-9	6803-1887	19	57日	
	26	B	キングダム・キッズ 鹿浜	鹿浜 2-5-3 GKマンション 1 階	5647-9281	19	57日	
	27	A	第2 てのひら保育園	舎人 1-25-9	6803-1887	19	57日	

◆ 保育の必要性の認定に応じた基本保育時間は次のとおりです。

保育標準時間認定：7時30分～18時30分 保育短時間認定：8時30分～16時30分

実際の保育時間については、保護者の就労状況等に基づき、施設長と保護者との相談で決定します。

上記の基本保育時間は利用の上限であり、世帯の状況により保育時間が異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

家庭的保育(保育ママ)一覧

	氏名	所在地	電話番号	定員	0歳児保育	開所時間
千住地域	大和田 加代子	千住 1-34-10	3882-8768	3	57日	8:00～17:00
	福嶋 真佐美 ★	千住 4-24-16	5284-7435	2		8:00～18:00
	横山 淑子 ◆	千住中居町 1-20	3881-4735	5		8:00～18:00
	村岡 尚子	千住中居町 18-11-101	3888-6371	5		8:00～17:30
	石丸 真智子	千住寿町 16-14	3881-8759	4		8:00～18:00
	奥村 早苗 ◆	千住柳町 37-1	5284-7035	5		8:00～17:00
	福井 律子	千住元町 37-8-703	3888-8788	2		8:00～17:30
	川田 香	千住仲町 13-9-102	3881-4833	2		8:00～17:00
	山崎 ちづ子	千住緑町 3-15-18	3888-6559	2		8:00～17:00
	古川 恵胡	千住緑町 3-23-9	3879-6271	4		8:00～17:00
	内田 みつ子	千住緑町 3-25-22	3882-6599	3		8:00～17:00
	山地 藤子	千住東 2-9-8-206	3882-0540	2		8:00～17:00
	佐藤 幸江	千住曙町 40-1-428	3870-1764	3		8:00～17:00
	鈴木 こまつ	柳原 1-3-3	3879-6085	3		8:00～17:00
	藤田 オリエ	柳原 1-3-3	5244-2287	2		8:00～17:00
	沖元 美子	柳原 2-34-7	5244-0004	5		8:00～17:00
鈴木 美由紀	日ノ出町 14-2	3882-2622	5	8:00～17:00		
江北・興野・本木地域	藤間 美好	宮城 1-18-3 中沢方	3911-7398	5	57日	8:00～17:00
	佐藤 光子	新田 2-9-22-104	3913-9670	2		8:00～18:00
	ちゅうりっぶ保育室(野口)	新田 3-35-31-105	3927-0307	5		8:00～17:00
	にこにこ保育室(鈴木)	新田 3-35-32-103	3927-5171	5		8:00～17:00
	青山 磨記	新田 3-36-2-107	090-8305-3312	3		8:00～17:00
	中沢 瞳	新田 3-36-11-807	3912-1254	2		8:00～18:00
	渡辺 栄子	扇 1-55-4 大宗コーポ第三 101	3896-4366	5		7:30～18:30
	安倍 真美	扇 3-16-17	3857-1356	5		8:00～18:00
	佐山 恵子	西新井本町 1-9-12	3857-0669	3		8:00～17:00
	品田 純子	西新井本町 5-9-31	6806-3673	2		8:00～17:00
	吉田 実栄子	興野 1-2-2	3852-1605	2		8:00～17:00
	下川 ひとみ ★	興野 1-10-6	3889-7905	5		7:30～18:30
	崔 美麗			3		休業中
	田中 理恵	興野 2-29-7	3856-1606	3		8:00～17:00
	津谷 麗子	本木南町 14-12	3880-2041	3		8:00～17:00
加藤 広美 ◆	本木南町 2-19	3848-6188	5	7:45～18:00		
梅田・中央本町地域	金子 富貴子	西新井栄町 1-2-4	5888-5680	5	57日	8:00～18:00
	大野 シェリーアン	西新井栄町 1-4-20-101	3887-2181	5		8:00～18:00
	樋原 幸恵	西新井栄町 3-11-5	3852-5725	3		8:00～17:00
	辻 麻美	関原 2-41-4	5888-4866	2		8:00～17:00
	渡部 美江子	関原 3-29-29	3886-8781	2		8:00～17:00

	氏名	所在地	電話番号	定員	0歳児保育	開所時間
梅田・中央本町地域	齋藤 純子	関原 3-32-7-504	3849-1856	4	57日	8:00～18:00
	増田 八千代	梅田 1-9-9	3848-2569	3		8:00～17:00
	川島 千明 ★	梅田 2-24-12	3887-7094	5		8:00～17:00
	山中 節子	梅田 5-9-11	3886-0529	2		8:00～17:00
	佐藤 幸子	梅島 2-37-2	6677-6809	3		8:00～17:30
	深澤 真由美	梅島 3-3-24-104	080-6747-1008	5		8:00～18:00
	長塚 麻理子	梅島 3-19-22	3840-1740	3		8:00～17:00
	山本 恵子	中央本町 1-20-14	6806-4044	4		8:00～17:00
	関 春代	中央本町 5-14-18	3889-6826	2		8:00～17:00
	富樫 真由美	青井 1-8-1	3887-4443	3		8:00～17:00
	小山 智美 ◆	青井 2-15-27-102	5888-7932	5		8:00～17:00
	二宮 啓子	青井 2-16-4-902	3849-5718	2		8:00～17:00
	小倉 由季子	青井 4-1-2-101	3840-6556	5		8:00～17:30
	吉野 陶子	青井 6-23-10-604	3849-8141	3		8:00～17:30
	津村 伊都子	青井 6-25-23-103	3852-5335	3		8:00～17:00
	畑山 伸恵	弘道 1-9-2-102	5681-0512	5		8:00～17:00
綾瀬・佐野地域	豊田 千恵子	西綾瀬 1-5-7-507	3886-5831	2	57日	休業中
	渋谷 邦枝	西綾瀬 2-8-16	3880-0246	3		8:00～17:00
	熊谷 淳子	西綾瀬 3-21-20-101	3880-3302	3		8:00～17:00
	長島 文子	西綾瀬 3-21-24	3880-8609	3		8:00～17:00
	石原 ス工子	綾瀬 1-33-33	3838-2933	2		8:00～17:00
	池田 明美	綾瀬 3-15-20	3605-2021	3		8:00～17:00
	ひよこ保育室(齋藤)	綾瀬 5-15-1-101	6478-0771	5		8:00～17:00
	鹿野 篤子	綾瀬 6-8-21-405	3628-7840	2		8:00～17:00
	知久 美佐子	東綾瀬 1-1-14	3629-7911	2		8:00～18:30
	上田 真理子	東綾瀬 2-11-1.8-101	3606-0036	5		8:00～17:30
	相原 裕美	東和 2-12-21	6338-5624	3		8:00～17:00
	大森 幸子	東和 4-21-9	3605-8356	3		8:00～17:00
	高松 則子	東和 4-22-18	5697-0755	5		8:00～17:30
	長岡 恭子	加平 1-9-9-701	050-1269-6661	2		8:00～17:00
	大村 浩美	谷中 5-11-21	5697-1986	4		8:00～17:30
	眞山 美容	大谷田 3-12-23-1211	5616-3416	4		8:00～17:00
	吉田 さおり	大谷田 5-18-22-101	3620-3788	3		8:00～17:00
	茂呂 喜美子	辰沼 2-1-15	3628-4438	3		8:00～17:00
	石塚 悦子 ★	佐野 2-17-8	6320-3878	4		8:00～17:00
	藤田 圭子 ★	六木 4-8-22	3620-0380	5		8:00～17:00
	鳥居 智子 ★	中川 2-17-7	3605-7428	5		8:00～18:00
赤松 恵	中川 3-3-20-101	5616-7055	3	8:00～17:30		
安田 成美	中川 4-8-3	090-3477-0771	5	8:00～17:00		
鶴町 美輝 ★	中川 4-41-3-101	5682-3433	5	7:30～18:30		

	氏名	所在地	電話番号	定員	0歳児保育	開所時間
保塚・六町・花畑・保木間・竹の塚地域	田口 ひろ子	六町 3-7-33	3883-6557	3	57日	7:30～18:30
	小林 雅子	南花畑 2-20-7	3884-8995	3		7:45～18:00
	前田 美保子 ◆	南花畑 3-27-4	3850-8123	5		8:00～17:00
	酒井 弘美 ◆	花畑 2-10-12	3859-0132	3		8:00～17:00
	平山 奈穂子	花畑 3-12-8-103	3850-3669	3		8:00～17:00
	橋詰 美智代	花畑 3-23-11	5242-6310	5		8:00～17:00
	大岡 多美子	保木間 1-26-2-705	3885-4142	2		8:00～17:00
	大野 加代子	保木間 3-2-12-204	3885-8687	4		8:00～17:30
	赤坂 直子	保木間 3-35-2-101	6313-2117	3		8:00～17:00
	清水 昌美	保木間 5-11-3	5856-5785	4		8:00～17:00
	市野 里江子	東保木間 1-14-8	3860-8757	3		8:00～17:00
	梅津 真帆	東保木間 2-17-12-103	3860-1557	3		8:00～17:00
	山中 萌	保塚町 18-1-H 101	3850-5123	5		8:00～17:00
	大野 真由美	一ツ家 3-19-10	5242-6023	5		8:00～17:00
	松嶋 弘子 ★	一ツ家 3-27-17	3883-8949	5		7:30～18:30
	坂下 睦美	平野 1-22-15	3859-8568	4		8:00～17:00
	木村 信子	平野 2-16-3	3860-6498	2		7:30～17:30
	水嶋 淳子	平野 3-22-13 蒲生方	6670-0569	5		8:00～17:30
	赤海 康子	島根 1-14-12	3858-5103	3		8:00～17:00
	高沢 玲子	島根 2-15-10	3858-1006	2		休業中
	村山 久美子	六月 1-27-3-403	3859-0109	2		7:30～17:00
	馬場 宏枝	六月 2-2-13-105	3859-8070	3		8:00～17:30
	石鍋 妃咲子	竹の塚 1-27-12-301	3885-1088	4		8:00～17:00
	本間 洋子	竹の塚 2-8-4	6322-5604	2		8:00～17:00
	石鍋 洋子	竹の塚 2-17-19	3883-3911	2		7:30～17:00
	春山 美恵子	竹の塚 2-26-1-209	5242-0714	2		8:00～17:00
村尾 恵子	竹の塚 5-21-7-102	3884-9225	4	8:00～18:00		
合田 由美子	竹の塚 5-25-15-102	3858-6552	3	8:00～17:00		
宮城 明美	西保木間 4-13-8-411	5242-2259	4	8:00～17:00		
伊興・西新井・鹿浜・舎人地域	渡邊 みゆき	西竹の塚 1-11-2-909	3855-6286	2	57日	8:00～17:00
	伊良皆 京子	伊興本町 2-2-43-201	3853-3469	2		8:00～17:00
	長谷川 裕子	西伊興 2-9-5	3856-9587	3		8:00～17:00
	泉 和代	西伊興 4-6-14 太田方	5647-8772	5		8:00～17:00
	奥泉 友紀	西伊興 4-10-18	5837-2615	3		8:00～17:00
	尾白 香織	西新井 1-13-7	5647-8902	3		8:00～17:00
	神立 美砂子	西新井 1-34-16	3890-2475	2		8:00～17:00
	藤原 千春	西新井 3-1-5	3854-0893	3		8:00～18:00
	平川 嘉実 ★	西新井 4-33-16-101	090-6935-6693	5		8:00～17:00
	三井 美穂	西新井 6-17-1	3890-3859	2		8:00～17:00
	ほかほか保育室(井上)	西新井 6-25-27-101	5647-9840	5		8:00～17:00
	川人 清美	江北 7-9-18	5647-8696	5		8:00～17:00
	根布谷 ひろ子	鹿浜 3-9-5	3899-9268	2		8:00～17:00
	木村 真理	鹿浜 3-30-4-101	080-5650-2903	5		8:00～17:00

	氏名	所在地	電話番号	定員	0歳児保育	開所時間
伊興・西新井・鹿浜・舎人地域	伊藤 貞子	鹿浜 5-3-11-403	3855-2820	2	57日	8:00～17:00
	船橋 志ま	鹿浜 8-1-16	3857-4562	5		8:00～17:00
	田島 豊子	鹿浜 8-15-14	3899-9398	3		8:00～17:00
	森田 純子 ★	谷在家 1-1-15-102	3899-1178	4		8:00～17:00
	高橋 香	谷在家 1-12-8-106	3896-4298	4		8:00～17:00
	篠崎 悦子	皿沼 1-4-15	3896-7422	2		8:00～17:00
	林 繁子	皿沼 3-7-10	3899-1140	3		8:00～17:00
	平林 夕子	古千谷本町 1-5-18	3854-3625	3		8:00～17:00
	馬場 栄子	古千谷本町 1-13-22	5691-1689	5		8:00～18:00
	樋口 紀子	古千谷本町 1-14-16-106	6327-0752	3		8:00～18:30
	廣井 悦子	古千谷本町 2-4-6	3853-0502	3		8:00～17:00
	富永 八千代	古千谷本町 2-5-30-102	3856-0630	5		8:00～17:00
	小松 美保	古千谷本町 2-14-15	3899-9226	3		8:00～17:00
	宮本 誠子	古千谷本町 3-5-15	3897-2324	5		8:00～17:00
	清水 るみ	古千谷本町 3-9-8	3854-4154	3		8:00～17:00
	高桑 秀子 ★	舎人 2-15-9	3857-2337	4		8:00～17:00
	伊 明熙 ★	舎人 2-15-9	3856-4998	4		8:00～17:00
九鬼 清美	舎人 5-21-4	3856-5773	3	8:00～17:00		
照井 稔子 ★	入谷 3-9-13	3854-5088	5	8:00～17:00		

※ ◆ 28年5月から給食モデル事業を実施しています。2018年（平成30年）4月から本格実施に移行し、給食提供を行います。

★ 29年度中に給食提供に必要な養成研修を受講し、2018年（平成30年）7月から新たに給食提供を行う予定です。

2018年（平成30年）5月・6月はプレ給食期間として位置付け、週3回以上、試行的に給食提供を行う予定です。

なお、アレルギーがあるお子さんには、保護者の方にお弁当・おやつを持参していただくことになります。

問い合わせ先：子ども施設入園課地域保育係 電話：3880-5428

※ やむをえない事情により休廃業や保育室の移転、開所時間の変更等をする可能性があります。最新の状況に関しては、足立区ホームページや窓口でご確認ください。

認定保育ママ一覧

	氏名	所在地	電話番号	定員	0歳児保育	開所時間
地域 千住	久保田 直美	千住仲町 42-17	3888-5618	3	57日	8:00～17:00
	松本 洋好	千住曙町 6-6-605	080-3455-3867	2		8:00～17:00
地域 興野・江北	石井 明子	興野 1-17-4	3887-6030	3		8:00～17:00
	齋藤 泰江	江北 3-42-2	3855-8385	2		8:00～18:00
地域 中央本町・梅田	小野田 恵理	梅島 1-16-6	3889-2469	3		8:00～17:00
地域 綾瀬	齊藤 江利子	綾瀬 5-20-18-101	5697-6377	3		8:00～17:00
	鈴木 幸子	綾瀬 7-18-2-101	090-5342-3750	3		8:00～17:00
竹の塚地域	佐藤 志信	南花畑 2-31-15-401	3858-7067	2		8:00～17:00
	太田 佐知子	花畑 3-36-3	5242-3055	4		7:30～17:00
	小林 春香	保木間 1-16-2-103	090-2559-1225	2		8:00～17:00
	富田 恵子	保木間 1-18-7-101	5242-5222	4		8:00～17:00
地域 鹿浜・伊興・舎人	鈴木 晴美	江北 7-17-33	5856-8665	2		8:00～17:00
	小暮 知子	鹿浜 6-5-6	080-3175-9831	3		8:00～17:00
	小川 奈津江	加賀 2-31-7-1003	080-1275-1697	2		8:00～17:00

※ 認定保育ママは、家庭的保育（保育ママ）と保育や設備の基準は同様ですが、認可外の保育施設となります。足立区民の方のみ、申請・利用できます。

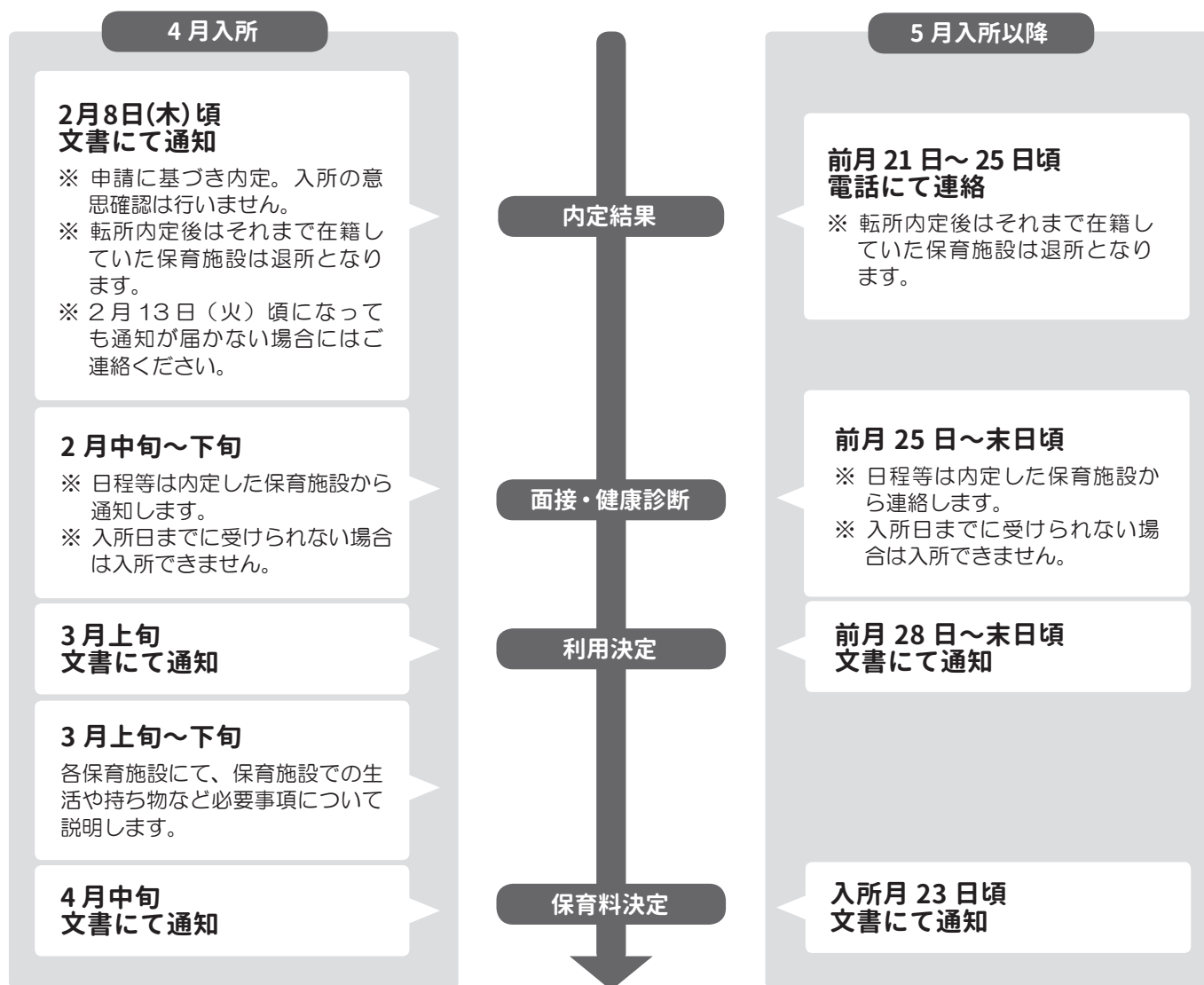
※ やむをえない事情により休廃業や保育室の移転、開所時間の変更等をする可能性があります。最新の状況に関しては足立区ホームページや窓口でご確認ください。

※ 給食の導入に伴い、一部の認定保育ママが認可の家庭的保育（保育ママ）に移行する可能性があります。最新の状況に関しては、足立区ホームページや窓口でご確認ください。



11. 保育施設内定後

保育施設内定後の流れ



保育施設入所後について

入所後、必要書類の提出がない場合や注意事項が守られなかった場合は退所となります。

下記要件以外でも、疾病や就学、出産要件等での申し込みの場合、必要期間のみのご利用になります。期間満了の際には、再度家庭で保育できない証明の提出が必要です。

下記に該当する場合には、入所後に「勤務（内定）証明書」を提出してください。

申込時の要件	提出時期	注意事項
・就労（育児休業中）	復職後1ヵ月以内	・入所月の翌月1日までの復職が必要 ・証明書は復職後に取得すること
・就労内定	勤務開始後1ヵ月以内	・証明書は勤務開始後に取得すること
・求職活動中	入所後3ヵ月以内	・求職活動期間として認められるのは入所後3ヵ月間 ・勤務開始後の勤務証明書が入所後3ヵ月以内に提出できない場合には、勤務内定証明書を提出



12. 保育料

児童の保育にかかる経費の一部を月極めでご負担いただきます。日割り計算はしていませんので、登園日数による保育料の減額はありません。

保育料の算定方法

算定根拠	各世帯の区民税（市町村民税）所得割の合計額により決定	
算定期間	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月から平成30年8月まで → 平成29年度の住民税額 平成30年9月から平成31年3月まで → 平成30年度の住民税額 	
算定対象	父と母（※1）、またはそれ以外の扶養義務者 ※1 事実上の婚姻状態にある場合を含む	
算定方法	$\text{① 特別区民税所得割} + \begin{matrix} \text{② 配当控除額} \\ \text{③ 住宅借入金等特別税額控除額} \\ \text{④ 寄附金税額控除額} \\ \text{⑤ 外国税額控除額} \end{matrix} = \text{保育料算定基礎税額}$ <p>※ このうち該当するものを加算 ※ 所得割額が非課税の場合、均等割額で決定</p>	
保育料支払先 （契約先）	認可保育所、区立認定こども園	区と契約し、区へ支払う。
	私立認定こども園、小規模保育、家庭的保育（保育ママ）、認定保育ママ	運営事業者と契約し、事業者へ支払う。

保育料を決定するために

1. 平成29年度・平成30年度の住民税が未申告の場合

住民税が未申告の方は、保育料を決めることができません。所得がない方についても、保育料を決定するために区民税（市町村民税）の申告手続きが必要です。

区民税（市町村民税）の申告期限までに税申告がない場合、最高額（階層）の保育料となることがあります。

2. 区外からの転入で、保育料算定の基となる年度の住民税の課税権が足立区にない場合

税照会のための同意書、または課税証明書の提出をお願いする場合があります。

3. 海外からの転入の場合

住民税相当額を算出するため、収入証明書等の提出をお願いします。

保育料納付方法

認可保育所・区立認定こども園（長時間）に入所が決定した際には、保育施設利用決定通知のほか、口座振替依頼書等を同封しています。同封されている口座振替依頼書を記入のうえ、金融機関で手続きを行ってください。

私立認定こども園、小規模保育、家庭的保育（保育ママ）、認定保育ママに入所が決定した際の保育料納付方法については、各施設にお問い合わせください。

※ 詳細については案内文を同封しますのでご確認ください。

保育料の減額

保護者からの申請により、一定期間保育料が減額される場合があります。

減額される場合の事由例	<ul style="list-style-type: none"> 稼働能力のない世帯員が増えたとき（出生による扶養家族の増加等） 世帯の直近3ヵ月の平均収入が、保育料の算定基礎となる年の平均収入月額より1割以上低額であるとき（いずれも賞与を除く）など ※ その他減額事由については、保育料減額申請書をご覧ください。 ※ 複数の減額事由に該当する場合は、原則として最も低額となる事由の適用となります。
減額申請による適用開始月	子ども施設入園課で申請を受理した月の翌月分の保育料から適用 ※ 月の初営業日に子ども施設入園課で申請を受理した場合は当月から適用。 ※ 保育施設入所月中に申請を受理した場合は当月分から適用。
減額申請書配布場所	<ul style="list-style-type: none"> 足立区子ども施設入園課 各保育施設（認可保育所・小規模保育・家庭的保育（保育ママ）・認定こども園） 足立区ホームページ
提出先	足立区子ども施設入園課 入園第一係～入園第三係

保育料軽減制度

1. 多子世帯に対する軽減

保育料金表においてD1階層からD3階層、及びD4階層で区民税所得割額57,700円未満の世帯については、生計を同じくする子が何歳であっても年齢が高い順から1人目、2人目…と数えます。

そのうえで以下のとおり保育料を軽減します。

保育料金表の階層区分	1人目	2人目	3人目以降
区民税所得割額1円～57,700円未満 (D1階層～D3階層及びD4階層の一部)	第1子の額	第2子の額	無料

2. ひとり親世帯、障がい者（児）世帯等に対する軽減

次の（1）または（2）で表の階層区分に該当する世帯は、以下のとおり保育料を軽減します。

（1）母子及び父子世帯で現に児童を扶養しているとき

（2）同一世帯内に障がい者（児）、特別児童扶養手当支給対象児童、国民年金障害基礎年金受給者等がいる

保育料金表の階層区分	1人目	2人目	3人目以降
区民税所得割額1円～77,101円未満 (D1階層～D4階層及びD5階層の一部)	第1子の半額 ^{注1}		無料

※ 各軽減制度における基準額等は2018年度（平成30年度）の内容です。2019年度（平成31年度）については基準額等が変更になる可能性があります。

※ 該当する世帯については原則として保育料軽減制度の適用のための申請は必要ありません。ただし、下記①～③に該当する世帯は、区で世帯状況の確認ができません。軽減制度の対象となる可能性がありますので、保育料軽減措置依頼書及び必要書類について、子ども施設入園課入園第一係～入園第三係までお問い合わせください。

① 生計を同じくする同居していない子（例：遠方の寮で暮らす大学生）がいる場合

② 同一世帯内で障がい者手帳の交付を受けている方がいる場合

③ 同一世帯内で特別児童扶養手当、国民年金障害基礎年金を受給している方がいる場合

注1 3歳児未満は上限9,000円 3歳児以上は上限6,000円

保育料金表（認可保育所、認定こども園）

階層	階層区分の定義		4歳以上児				3歳児				3歳未満児			
			第1子		第2子		第1子		第2子		第1子		第2子	
	下限	上限	標準	短	標準	短	標準	短	標準	短	標準	短	標準	短
A	生活保護適用中		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	所得割：非課税 均等割：非課税		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	所得割：非課税 均等割：課税		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D1	1	24,999	6,800	6,700	3,400	3,350	6,800	6,700	3,400	3,350	7,200	7,100	3,600	3,550
D2	25,000	34,999	8,600	8,500	4,300	4,250	8,700	8,600	4,350	4,300	9,100	8,900	4,550	4,450
D3	35,000	49,999	10,200	10,000	5,100	5,000	10,500	10,300	5,250	5,150	12,000	11,800	6,000	5,900
D4	50,000	64,999	12,100	11,900	6,050	5,950	12,600	12,400	6,300	6,200	13,900	13,700	6,950	6,850
D5	65,000	89,999	14,100	13,900	7,050	6,950	14,600	14,400	7,300	7,200	15,000	14,700	7,500	7,350
D6	90,000	114,999	16,100	15,800	8,050	7,900	16,500	16,200	8,250	8,100	21,000	20,600	10,500	10,300
D7	115,000	144,999	18,200	17,900	9,100	8,950	18,300	18,000	9,150	9,000	24,700	24,300	12,350	12,150
D8	145,000	174,999	20,200	19,900	10,100	9,950	20,300	20,000	10,150	10,000	27,500	27,000	13,750	13,500
D9	175,000	204,999	21,700	21,300	10,850	10,650	21,800	21,400	10,900	10,700	29,600	29,100	14,800	14,550
D10	205,000	234,999	22,900	22,500	11,450	11,250	23,000	22,600	11,500	11,300	31,500	31,000	15,750	15,500
D11	235,000	259,999	24,000	23,600	12,000	11,800	24,200	23,800	12,100	11,900	33,500	32,900	16,750	16,450
D12	260,000	284,999	24,000	23,600	12,000	11,800	25,500	25,100	12,750	12,550	35,200	34,600	17,600	17,300
D13	285,000	309,999	24,000	23,600	12,000	11,800	26,700	26,200	13,350	13,100	37,000	36,400	18,500	18,200
D14	310,000	329,999	24,000	23,600	12,000	11,800	27,600	27,100	13,800	13,550	38,500	37,800	19,250	18,900
D15	330,000	349,999	25,000	24,600	15,000	14,760	29,600	29,100	17,760	17,460	41,200	40,500	24,720	24,300
D16	350,000	364,999	25,000	24,600	15,000	14,760	29,600	29,100	17,760	17,460	42,700	42,000	25,620	25,200
D17	365,000	379,999	25,000	24,600	15,000	14,760	29,600	29,100	17,760	17,460	44,200	43,400	26,520	26,040
D18	380,000	394,999	25,000	24,600	15,000	14,760	29,600	29,100	17,760	17,460	45,500	44,700	27,300	26,820
D19	395,000	409,999	25,000	24,600	15,000	14,760	29,600	29,100	17,760	17,460	47,000	46,200	28,200	27,720
D20	410,000	424,999	26,000	25,600	18,200	17,920	30,600	30,100	21,420	21,070	51,400	50,500	35,980	35,350
D21	425,000	524,999	27,000	26,500	18,900	18,550	31,600	31,100	22,120	21,770	57,900	56,900	40,530	39,830
D22	525,000	724,999	28,000	27,500	19,600	19,250	32,600	32,000	22,820	22,400	63,700	62,600	44,590	43,820
D23	725,000	1,024,999	29,000	28,500	20,300	19,950	33,600	33,000	23,520	23,100	68,500	67,300	47,950	47,110
D24	1,025,000	1,424,999	30,500	30,000	21,350	21,000	35,300	34,700	24,710	24,290	71,900	70,700	50,330	49,490
D25	1,425,000		32,000	31,500	22,400	22,050	37,100	36,500	25,970	25,550	75,500	74,200	52,000	51,200

※ 生計を同一にする世帯から、保育施設に同時に2人の児童が入所している場合、上の子を「第1子」、下の子を「第2子」といいます。なお、3人以上の児童が入所している場合、第3子以降の児童の保育料は無料になります。

※ ひとり親世帯、障がい者（児）世帯、多子世帯等で区民税所得割額が一定額以下の世帯については、保育料の軽減制度があります（P44を参照）。

※ 2018年（平成30年）4月1日より、B・C階層の基本保育料が無償になりました。

保育料金表（小規模保育、家庭的保育（保育ママ））

階層	階層区分の定義		給食実施 (小規模保育全て・家庭的保育(保育ママ)の一部)				給食未実施 (一部を除く家庭的保育(保育ママ))			
			第1子		第2子		第1子		第2子	
	下限	上限	標準	短	標準	短	標準	短	標準	短
A	生活保護		0	0	0	0	0	0	0	0
B	所得割：非課税 均等割：非課税		0	0	0	0	0	0	0	0
C	所得割：非課税 均等割：課税		0	0	0	0	0	0	0	0
D1	1	24,999	6,500	6,400	3,250	3,200	5,200	5,100	2,600	2,550
D2	25,000	34,999	8,200	8,100	4,100	4,050	6,600	6,500	3,300	3,250
D3	35,000	49,999	10,800	10,600	5,400	5,300	8,600	8,500	4,300	4,250
D4	50,000	64,999	12,500	12,300	6,250	6,150	10,000	9,800	5,000	4,900
D5	65,000	89,999	13,500	13,300	6,750	6,650	10,800	10,600	5,400	5,300
D6	90,000	114,999	18,900	18,600	9,450	9,300	15,100	14,800	7,550	7,400
D7	115,000	144,999	22,200	21,800	11,100	10,900	17,800	17,500	8,900	8,750
D8	145,000	174,999	24,800	24,400	12,400	12,200	19,800	19,500	9,900	9,750
D9	175,000	204,999	26,600	26,100	13,300	13,050	21,300	20,900	10,650	10,450
D10	205,000	234,999	28,400	27,900	14,200	13,950	22,700	22,300	11,350	11,150
D11	235,000	259,999	30,200	29,700	15,100	14,850	24,200	23,800	12,100	11,900
D12	260,000	284,999	31,700	31,200	15,850	15,600	25,400	25,000	12,700	12,500
D13	285,000	309,999	33,300	32,700	16,650	16,350	26,600	26,100	13,300	13,050
D14	310,000	329,999	34,700	34,100	17,350	17,050	27,800	27,300	13,900	13,650
D15	330,000	349,999	37,100	36,500	22,260	21,900	29,700	29,200	17,820	17,520
D16	350,000	364,999	38,400	37,700	23,040	22,620	30,700	30,200	18,420	18,120
D17	365,000	379,999	39,800	39,100	23,880	23,460	31,800	31,300	19,080	18,780
D18	380,000	394,999	41,000	40,300	24,600	24,180	32,800	32,200	19,680	19,320
D19	395,000	409,999	42,300	41,600	25,380	24,960	33,800	33,200	20,280	19,920
D20	410,000	424,999	46,300	45,500	32,410	31,850	37,000	36,400	25,900	25,480
D21	425,000	524,999	52,100	51,200	36,470	35,840	41,700	41,000	29,190	28,700
D22	525,000	724,999	57,300	56,300	40,110	39,410	45,800	45,000	32,060	31,500
D23	725,000	1,024,999	61,700	60,700	43,190	42,490	49,400	48,600	34,580	34,020
D24	1,025,000	1,424,999	64,700	63,600	45,290	44,520	51,800	50,900	36,260	35,630
D25	1,425,000		68,000	66,800	47,600	46,760	54,400	53,500	38,080	37,450

※ 生計を同一にする世帯から、保育施設に同時に2人の児童が入所している場合、上の子を「第1子」、下の子を「第2子」といいます。なお、3人以上の児童が入所している場合、第3子以降の児童の保育料は無料になります。

※ ひとり親世帯、障がい者（児）世帯、多子世帯等で区民税所得割額が一定額以下の世帯については、保育料の軽減制度があります（P44を参照）。

※ 給食提供を行う家庭的保育（保育ママ）は、給食実施の保育料になります。ただし、アレルギーがある児童で、お弁当・おやつを持参する場合は、必要書類の提出により給食未実施の保育料になります。

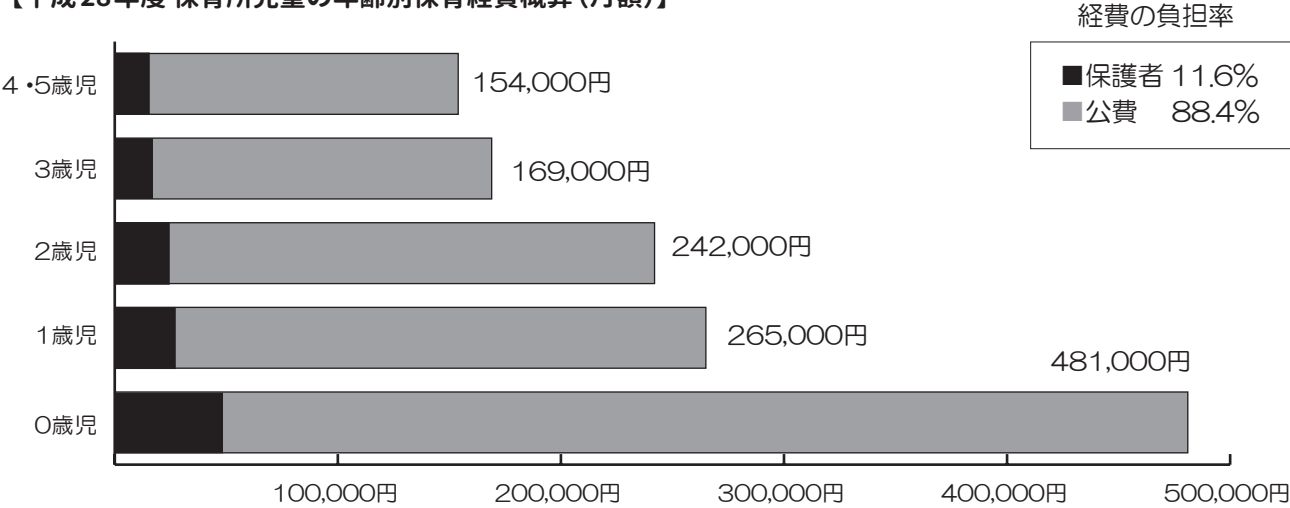
詳細は子ども施設入園課地域保育係（電話 3880-5428）までお問い合わせください。

認可保育所にかかる経費

園児一人あたりにかかる経費（月額）

足立区の区立認可保育所で児童一人を保育するために必要な経費です。
年齢の低い児童ほど人手を必要としているなどの理由により、費用がかかります。

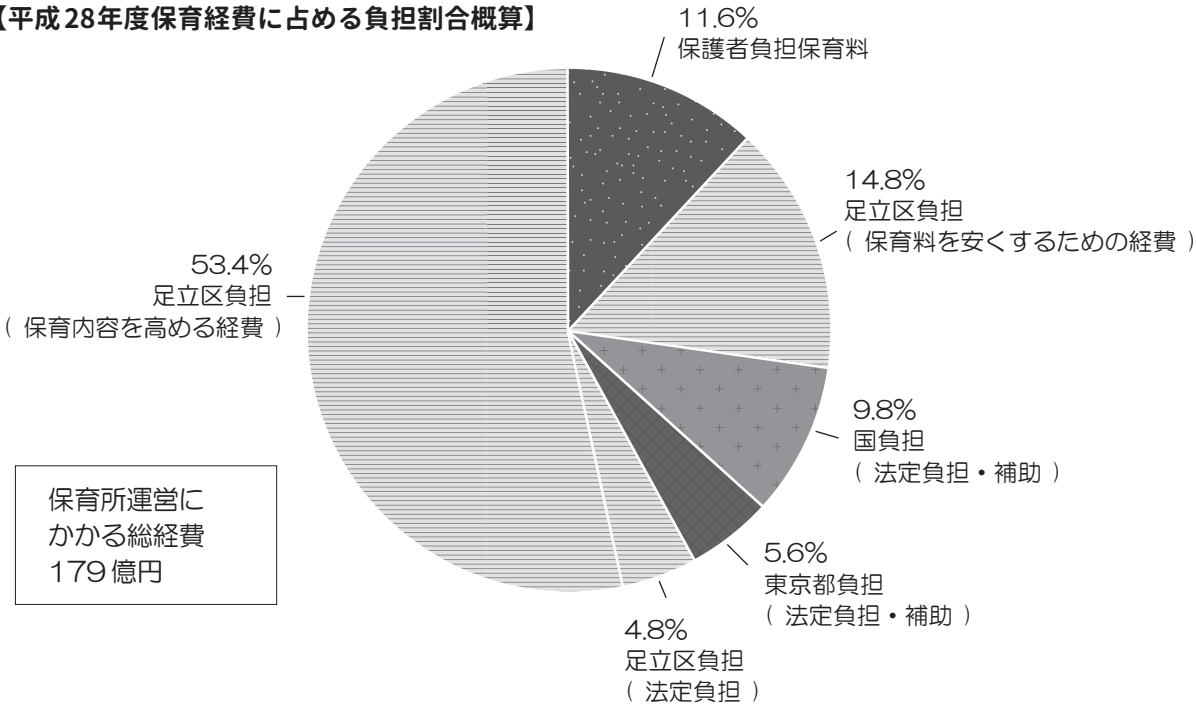
【平成28年度 保育所児童の年齢別保育経費概算（月額）】



足立区の認可保育所運営に関わる経費の負担

国基準の保育所運営経費だけでは十分ではありません。保育の質を高めることや保護者の皆様の負担を軽減するため、足立区は保育経費の上乗せ負担をしています。

【平成28年度保育経費に占める負担割合概算】



保育所経費に占める足立区の負担率
 保育内容を高める経費 53.4% + 保育料を軽減 14.8% + 法定負担 4.8% = 73.0%

保育料納入への皆様のご協力をお願いします